
北海道市町村入札参加資格共同審査申請の手引き

市町村への申請 (測量・建設コンサルタント等業務編)

令和7・8年度 定期申請

2024年11月25日 改定

北海道市町村入札参加資格共同審査協議会

目次

1.	入札参加資格共同審査の概要	1
2.	設計等業務の入札参加資格審査を申請するために必要な資格要件	2
3.	入札参加資格審査の申請について	40
3-1	申請の方法	40
3-2	システム利用申請及び電子申請入り口	41
3-3	共同審査に関するお問い合わせ	41
3-4	申請の流れ	42
3-5	申請にあたっての注意事項	43
3-6	申請が可能な業種	44
4.	入札参加資格申請の受付期間と審査基準日	45
4-1	システムによる電子申請の受付期間	45
4-2	審査基準日	45
5.	入札参加資格の有効期間	45
6.	入札参加資格申請に必要な提出書類	45
6-1	共通書類	45
6-2	協同組合等の場合に必要な書類	47
6-3	自治体別共通書類一覧表（測量・建設コンサルタント等業務）	47
7.	共通書類提出に関する注意事項	57
①	【様式3】事業経歴書	57
②	【様式4】設計等業務技術者名簿（道内関係分）	58
③	【様式5】代表者身分証明書	60
④	【様式6】登記事項証明書	60
⑤	【様式7の3】測量業者登録通知書	61
⑥	【様式7の4】測量業者登録申請書の添付書類（木）（法第55条の3第4号）	62
⑦	【様式7の5】地質調査業者現況報告書	63
⑧	【様式7の6】建設コンサルタント現況報告書	64
⑨	【様式7の7】建築士事務所登録を証する書類	65
⑩	【様式7の8】補償コンサルタント現況報告書	66
⑪	【様式7の9】計量証明事業登録証	67
⑫	【様式8】建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書	68
⑬	【様式11】使用印鑑届	69
⑭	【様式13】年間委任状	70
⑮	【様式14】競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状	71
⑯	【様式15】法定保険加入状況一覧表	72
⑰	【様式16】社会保険等適用除外申出書	73
⑱	【様式17】資本関係・人的関係調書	74
⑲	【様式18】印鑑証明書	76
⑳	【様式19】決算書（財務諸表）	76

目次

②①	【様式 2 0】納税証明書-----	76
②②	【様式 2 1】営業所一覧-----	78
②③	【様式 組- 1】組合構成員名簿-----	79
②④	【様式 組- 2】官公需適格組合証明書-----	79
②⑤	【様式 組- 3】定款または寄付行為-----	79
8.	個別書類作成の注意事項-----	80
9.	定期受付終了後の新規申請受付について -----	89
9-1	随時受付及び中間年受付の電子申請受付期間-----	89
9-2	随時受付、中間年受付を実施する自治体-----	90
9-3	随時受付の審査基準日と資格の有効期間-----	91
9-4	中間年受付の審査基準日と資格の有効期間-----	92
9-5	随時受付及び中間年受付の共通書類提出に関する注意事項-----	92
10.	申請先自治体の連絡先一覧-----	93
	様式集（測量・建設コンサルタント等業務編）-----	96

1. 入札参加資格共同審査の概要

この申請手続きは、令和7年度、令和8年度に表－1「北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加自治体」に示す自治体が共同で実施する測量・建設コンサルタント等（以下、「設計等」という。）業務の委託に係る競争入札参加資格審査申請の注意事項などについて示したものです。

- 表－1に示す自治体以外は共同審査では対応していませんので、受付期間や申請の方法等については各申請先自治体のホームページ等でご確認ください。

表－1 北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加自治体

地域	自治体数	参加自治体
石狩・空知	16	江別市、恵庭市、北広島市、新篠津村、夕張市、岩見沢市、赤平市、深川市、南幌町、長沼町、栗山町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、沼田町、石狩東部広域水道企業団
後志	9	小樽市、島牧村、蘭越町、ニセコ町、京極町、俱知安町、岩内町、泊村、余市町
渡島・檜山	14	北斗市、松前町、福島町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、今金町、せたな町
胆振・日高	11	登別市、伊達市、白老町、厚真町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
上川	15	旭川市、名寄市、士別市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、比布町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、剣淵町、音威子府村、中川町
留萌	3	留萌市、小平町、羽幌町
宗谷	6	稚内市、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、利尻富士町
オホーツク	15	北見市、網走市、紋別市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、佐呂間町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町
十勝	10	帯広市、音更町、鹿追町、新得町、芽室町、大樹町、幕別町、池田町、足寄町、浦幌町
釧路・根室	9	釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
計	108	

注意

共同審査においては、共同企業体の申請受付、審査は行っておりません。共同企業体の資格審査実施の有無、申請要件、日程、受付方法等は各自治体にご確認ください。

2. 設計等業務の入札参加資格共同審査に申請するために必要な資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号（以下、「政令」という。））第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
 - ② 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ③ 納付すべき税の滞納がないこと。
 - ④ 健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険（これらの保険のうち、適用を除外しているものを除く。）に加入していること。
 - ⑤ 申請者又はその代理人、役員、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにその利益となる活動を行う者、密接な関係を有する者でないこと。
- ・ 上記①～⑤以外に各自治体が個別に定める資格要件について表－2に示します。

＜資格要件の特例＞

表－2において、営業年数に係る要件が設けられている場合であっても、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)の規定に基づき設立された**事業協同組合**及び**企業組合**並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)の規定に基づき設立された**協業組合**が次のいずれかに該当するときは、営業年数に係る資格要件は適用しない。

- ア) 中小企業庁（各地方経済産業局等）が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有するとき。
- イ) 企業組合及び協業組合にあっては、競争入札参加資格者である者が構成員の過半数を占めているとき。

表－2 自治体が個別に定める資格要件

種別		資格要件
江別市	測量を希望する者	測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けている者であること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。受任先を設定する場合は、受任先が建築士事務所の登録をしていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	令和6年12月1日現在において、入札への参加を希望する種別に関し、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1ヶ年度決算期の間にその事業の売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	-
恵庭市	測量を希望する者	・測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者の登録を受けていること。 ・受任者を置く場合、受任者が測量業に登録されかつ測量士がいること。
	地質調査を希望する者	・地質調査業者登録規程による登録業者 ※ただし登録が無くても業務実績があれば可としますが登録を求めていきます。
	土木設計を希望する者	・建設コンサルタント登録規程による登録業者 ※ただし登録が無くても業務実績があれば可としているが登録を求めていきます。
	建築設計を希望する者	・建設士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	・計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
	道路清掃を希望する者	・道路清掃は受け付けない。
	事業の継続及び実績に関すること	・審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	-
北広島市	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者としての登録を受けていること。受任先を設定する場合は、受任先に測量士がいることの証明できる書類を添付すること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。受任先を設定する場合は、受任先が建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備の設計のみを業とする場合を除く。
	設備設計を希望する者	設備設計のみを業とする者は建築設計で申請すること。
	技術資料を希望する者	計量証明を業とする者については、計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
	道路清掃を希望する者	道路清掃は受け付けない。
	事業の継続及び実績に関すること	令和6年12月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1ヶ年度決算期の間にその事業の売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	個人にあっては、従業員が3人以上であること。
	その他の要件	-

表－2 自治体が個別に定める資格要件

種別		資格要件
新 篠 津 村	測量を希望する者	-
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	-
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	-
	従業員人数等に関すること	-
夕 張 市	測量を希望する者	-
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	-
	設備設計を希望する者	設備設計のみを業とする者は建築設計で申請すること。
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	-
	従業員人数等に関すること	-
岩 見 沢 市	測量を希望する者	測量法(昭和24年法律第188号)の規定による測量業者としての登録を受けていること。受任先を設定する場合は、受任先に測量士がいることの証明できる書類を添付すること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築土法(昭和25年法律第202号)の規定による一級建築土事務所又は二級建築土事務所の登録を受けていること。受任先を設定する場合は、受任先が建築土事務所の登録をしていること。ただし、建築設備の設計のみを業とする場合を除く。
	設備設計を希望する者	設備設計を業とする者は建築設計で申請すること。
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	道路除雪、施設等保全管理（道路・河川維持、漏水調査、埋設管渠調査・清掃、公園・街路樹等管理、敷地内草刈等維持管理、敷地等除雪、上水道施設維持管理、下水道施設維持管理）、区画線設置業務を希望する場合は道路清掃で申請し、岩見沢市様式-1「岩見沢市建設工事等競争入札参加資格審査申請業種一覧表」の希望申請欄へ〇を付して提出すること。 ■資格における要件（許可の写しを添付すること） ・道路除雪及び道路・河川維持は、土木一式工事の許可を有していること。 ・公園・街路樹等管理は造園工事の許可を有していること。 ・区画線設置業務を申請する場合は、建設工事の「塗装」も合わせて申請すること。
	事業の継続及び実績に関すること	審査基準日において、入札への参加を希望する種別に関し、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1か年度決算期にその事業の売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	-
	他の要件	-

表－2 自治体が個別に定める資格要件

種別		資格要件
赤平市	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	道路清掃、除雪を希望する場合は道路清掃で申請し、赤平市個別様式「希望部門調書」を提出すること。
	事業の継続及び実績に関すること	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。
深川市	その他の要件	-
	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築設計について、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。
南幌町	従業員人数等に関すること	個人にあっては、従業員が3人以上であること。
	その他の要件	-
	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者	地質調査業者登録規程による登録業者
	土木設計を希望する者	建設コンサルタント登録規程による登録業者
	建築設計を希望する者	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	審査基準日において、引き続き2年以上その事業を営んでおり、直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	-
	その他の要件	-

表－2 自治体が個別に定める資格要件

種別		資格要件
長沼町	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者	地質調査業者登録規程による登録業者
	土木設計を希望する者	建設コンサルタント登録規程による登録業者
	建築設計を希望する者	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録業者
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1カ年度決算期の間にその事業の売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	-
	その他の要件	公共事業の補償業務に係る契約にあっては補償コンサルタント登録規程第2条第1項の規定による登録業者
栗山町	測量を希望する者	-
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	-
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	-
	従業員人数等に関すること	-
	その他の要件	-
浦臼町	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者	地質調査業者登録規程による登録業者
	土木設計を希望する者	建設コンサルタント登録規程による登録業者
	建築設計を希望する者	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	設備設計のみを業とする者は建築設計で申請すること。
	技術資料を希望する者	計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
	道路清掃を希望する者	道路清掃は受け付けない。
	事業の継続及び実績に関すること	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	個人にあっては、従業員が3人以上であること。
	その他の要件	健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険(これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。)に加入していること。

表－2 自治体が個別に定める資格要件

	種別	資格要件
新 十 津 川 町	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による1級建築士事務所又は2級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	設備設計のみを業とする者は建築設計で申請すること。
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	道路清掃は受け付けない。
	事業の継続及び実績に関すること	審査基準日現在において引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1ヶ年の間にその事業に係る売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	個人にあっては、従業員が3名以上であること。
妹 背 牛 町	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	建設コンサルタント登録規程による登録業者
	建築設計を希望する者	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による1級建築士事務所又は2級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	審査基準日現在において引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1ヶ年の間にその事業に係る売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	-
	その他の要件	-

表－2 自治体が個別に定める資格要件

種別	資格要件
沼田町	測量を希望する者 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者の登録を受けていること。 ア 測量法による測量業者としての登録を受けてから1年を過ぎた場合は、要件を満たしています。 イ 測量士の資格を有していても、測量業者としての登録をしていない場合は、営業とは認められません。
	地質調査を希望する者 地質調査業者登録規程による登録業者 ア 原則として地質調査の登録を受けてから1年を過ぎた場合は、要件を満たしています。 イ 上記の登録を受けていない場合又は登録を受けてから1年未満の場合には、1年以上前から営業を行っていたことを証する契約書、請書などを提出してください。
	土木設計を希望する者 建設コンサルタント登録規程による登録業者 ア 原則として建設コンサルタント業の登録を受けてから1年を過ぎた場合は、要件を満たしています。 イ 上記の登録を受けていない場合又は登録を受けてから1年未満の場合には、1年以上前から営業を行っていたことを証する契約書、請書などを提出してください。
	建築設計を希望する者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。 ア 建築士法による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けてから1年を過ぎた場合は要件を満たしています。 イ 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の資格を有していても、会社又は他の建築士事務所に勤務している場合は、営業とは認められません。
	設備設計を希望する者 -
	技術資料を希望する者 計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。 ア 申請者が法人のときは、法人設立後1年を過ぎている場合は要件を満たしています。 イ 申請者が個人のときは、1年以上前から営業を行なっていたことを証する契約書、請書などを提出してください。
	道路清掃を希望する者 道路清掃、除雪、造林を希望する場合は道路清掃で申請し、沼田町個別様式「希望部門調書」を提出すること。 ア 申請者が法人のときは、法人設立後1年を過ぎている場合は要件を満たしています。 イ 申請者が個人のときは、1年以上前から営業を行なっていたことを証する契約書、請書などを提出してください。
	事業の継続及び実績に関すること 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること -
	その他の要件 健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険(これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。)に加入していること。

表－2 自治体が個別に定める資格要件

種別		資格要件
石狩東部広域水道企業団	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者	地質調査業者登録規程による登録業者
	土木設計を希望する者	建設コンサルタント登録規程による登録業者
	建築設計を希望する者	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。 土地家屋調査を業とする者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条の規定による登録を受けている者の事務所、又は、同法第26条に規定する土地家屋調査士法人、若しくは、同法第63条に規定する公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。 不動産鑑定を業とする者については、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による登録を受けている者の事務所であること。
	道路清掃を希望する者	道路清掃は受け付けない。
	事業の継続及び実績に関すること	審査基準日において、引き続き2年以上その事業を営んでいること。
	従業員人数等に関すること	-
	その他の要件	
小樽市	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	計量証明を業とするものについては、計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
	道路清掃を希望する者	道路清掃は受け付けない。
	事業の継続及び実績に関すること	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	従業員人数等に関すること	-
	その他の要件	-
島牧村	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	道路清掃、除雪・排雪を希望する場合は道路清掃で申請し、島牧村個別様式「希望部門調書」を提出すること。
	事業の継続及び実績に関すること	令和6年12月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日)現在において引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1年間(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのばって1年間)にその事業に係る売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	個人にあっては、従業員が2名以上であること。
	その他の要件	-

表－2 自治体が個別に定める資格要件

	種別	資格要件
蘭越町	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	道路清掃、除雪、造林を希望する場合は道路清掃で申請し、蘭越町個別様式「希望部門調書」を提出すること。
	事業の継続及び実績に関すること	令和6年12月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日)現在において引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1年間(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間)にその事業に係る売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	個人にあっては、従業員が3名以上であること。
ニセコ町	その他の要件	-
	測量を希望する者	測量を希望する場合には、測量法による測量業者の登録を必要とする。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築設計を希望する場合には、建築士法による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を必要とする。ただし、建築設備のみの設計を業とする場合はこの登録を要しない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	道路清掃、水道調査等、システム・設備保守、造林、除雪、その他委託を希望する場合は道路清掃で申請し、ニセコ町個別様式「希望部門調書」を提出すること。
	事業の継続及び実績に関すること	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること及び審査基準日の直前1年間に、希望する種別に関して事業高のあること。
京極町	従業員人数等に関すること	-
	その他の要件	-
	測量を希望する者	-
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	-
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
事業の継続及び実績に関すること	-	-
	従業員人数等に関すること	-
	その他の要件	-
	-	-

表－2 自治体が個別に定める資格要件

	種別	資格要件
俱知安町	測量を希望する者	-
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする場合はこの限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	審査基準日において引き続き1年以上その事業を営んでいること。審査基準日の直前1年間に、その事業に係る売上高があること。
	従業員人数等に関すること	個人にあっては、従業員が3人以上であること。
岩内町	測量を希望する者	-
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	-
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	道路清掃、除雪、下水維持を希望する場合は道路清掃で申請し、岩内町個別様式「希望部門調書」を提出すること。
	事業の継続及び実績に関すること	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	従業員人数等に関すること	個人にあっては、従業員が3人以上であること。
泊村	測量を希望する者	-
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	-
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	-
	従業員人数等に関すること	-
	その他の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の種類に応じて必要な登録を終了していること。 ・健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険(これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。)に加入していること。

表－2 自治体が個別に定める資格要件

種別		資格要件
余市町	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	令和6年12月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日)現在において引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1年間(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間)にその事業に係る売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	個人にあっては、従業員が3人以上であること。
北斗市	その他の要件	-
	測量を希望する者	-
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	-
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。
松前町	従業員人数等に関すること	個人にあっては、従業員が2人以上であること。
	その他の要件	-
	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による1級建築士事務所又は2級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とするものについては、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1年間にその事業に係る売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。
	その他の要件	-

表－2 自治体が個別に定める資格要件

種別	資格要件
福島町	測量を希望する者 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による登録を受けた者であること。
	地質調査を希望する者 -
	土木設計を希望する者 -
	建築設計を希望する者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所について登録を受けた者であること。ただし、建築設備のみの設計を業とするものはこの限りでない。
	設備設計を希望する者 -
	技術資料を希望する者 -
	道路清掃を希望する者 -
	事業の継続及び実績に関する事 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1年間にその事業に係る売上高を有していること。
	従業員人数等に関する事 -
木古内町	その他の要件 -
	測量を希望する者 測量法（昭和24年法律第188号）による登録を受けたものであること。
	地質調査を希望する者 -
	土木設計を希望する者 -
	建築設計を希望する者 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所についての登録を受けたものであること。ただし、建築設備のみの設計を業とするものはこの限りでない。
	設備設計を希望する者 -
	技術資料を希望する者 -
	道路清掃を希望する者 -
	事業の継続及び実績に関する事 令和6年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営み、売上高を有していること。
七飯町	従業員人数等に関する事 -
	その他の要件 健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険(これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。)に加入していること。
	測量を希望する者 -
	地質調査を希望する者 -
	土木設計を希望する者 -
	建築設計を希望する者 -
	設備設計を希望する者 -
	技術資料を希望する者 補償業務は技術資料作成で申請すること。
	道路清掃を希望する者 道路清掃は受け付けない。
七 飯 町	事業の継続及び実績に関する事 -
	従業員人数等に関する事 -
	その他の要件 -

表－2 自治体が個別に定める資格要件

種別		資格要件
鹿 部 町	測量を希望する者	測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けている者であること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築土法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。受任先を設定する場合は、受任先が建築士事務所の登録をしていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	令和6年12月1日現在において2年以上その事業を営み、売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	-
	その他の要件	-
森 町	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）に基づく登録を受けた者であること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築土法（昭和25年法律第202号）に基づく1級、2級又は木造建築士事務所の登録を受けた者であること。ただし、建築設備のみの設計を業とする場合はこの限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	道路清掃、その他設計（情報システム設計除く）を希望する場合は道路清掃で申請し、森町個別様式「希望部門調書」を提出すること。
	事業の継続及び実績に関すること	令和6年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営み、売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	-
	その他の要件	-
八 雲 町	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）に基づく登録を受けた者であること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築土法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けたものであること。ただし、建築設備のみの設計を業とするものはこの限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	令和6年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営み、売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	個人にあっては、従業員が3人以上であること。
	その他の要件	-

表－2 自治体が個別に定める資格要件

	種別	資格要件
長 万 部 町	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）による登録を受けたものであること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士事務所又は2級建築士事務所についての登録を受けたものであること。ただし建築設備のみの設計を業とする者は、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	資格審査の申請をする年の1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。また、前年の1月1日から同年12月31日までの間に売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	-
江 差 町	その他の要件	-
	測量を希望する者	-
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	-
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	-
上 ノ 国 町	従業員人数等に関すること	-
	その他の要件	-
	測量を希望する者	-
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	-
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
厚 沢 部 町	事業の継続及び実績に関すること	-
	従業員人数等に関すること	-
	その他の要件	-
	測量を希望する者	-
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	-
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-

表－2 自治体が個別に定める資格要件

	種別	資格要件
今 金 町	測量を希望する者	-
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	-
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関する事	-
	従業員人数等に関する事	-
せ た な 町	測量を希望する者	測量法による登録を受けた者であること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築士法による一級建築士事務所または二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とするものは、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関する事	資格審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	従業員人数等に関する事	-
登 別 市	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者	地質調査業者登録規程による登録業者
	土木設計を希望する者	建設コンサルタント登録規程による登録業者
	建築設計を希望する者	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	設備設計のみを業とする者は建築設計で申請すること。
	技術資料を希望する者	計量証明を業とする者については、計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関する事	-
	従業員人数等に関する事	-
伊 達 市	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けている者であること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備の設計のみを業とする場合を除く。
	設備設計を希望する者	設備設計のみを業とする者は建築設計で申請すること。
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関する事	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。
	従業員人数等に関する事	-
	他の要件	-

表－2 自治体が個別に定める資格要件

	種別	資格要件
白老町	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けている者であること。
	地質調査を希望する者	地質調査業登録規程による登録を受けていること。
	土木設計を希望する者	建設コンサルタント登録規程による登録を受けていること。
	建築設計を希望する者	1級建築士事務所、2級建築士事務所又は木造建築士事務所について、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする場合はこの限りでない。（入札参加資格者は当該登録のある都道府県に所在する建築士事務所となる。）
	設備設計を希望する者	設備設計のみを業とする者は建築設計で申請すること。
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	道路清掃、造林を希望する場合は道路清掃で申請し、「希望部門調書」を提出すること。
	事業の継続及び実績に関すること	令和6年12月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1ヶ年度決算期の間にその事業の売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	-
厚真町	その他の要件	-
	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けている者であること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	-
日高町	従業員人数等に関すること	-
	その他の要件	-
	測量を希望する者	-
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	-
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-

表－2 自治体が個別に定める資格要件

種別		資格要件
平 取 町	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けている者であること。
	地質調査を希望する者	地質調査業登録規程による登録を受けていること。
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	審査基準日において、引き続き2年以上その事業を営んでおり、直前2年間に、その事業に係る売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	-
	その他の要件	-
新 冠 町	測量を希望する者	-
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	-
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	道路清掃、除雪、造林を希望する場合は道路清掃で申請し、「希望部門調書」を提出すること。
	事業の継続及び実績に関すること	-
	従業員人数等に関すること	-
	その他の要件	-
浦 河 町	測量を希望する者	測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けている者であること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。受任先を設定する場合は、受任先が建築士事務所の登録をしていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	令和6年12月1日現在において、入札への参加を希望する種別に関し、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1ヵ年度決算期の間にその事業の売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	個人にあっては、従業員が3人以上であること。
	その他の要件	健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険(これらの保険のうち、適用を除外しているものを除く。)に加入していること。

表－2 自治体が個別に定める資格要件

	種別	資格要件
様似町	測量を希望する者	-
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	-
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	-
	従業員人数等に関すること	-
えりも町	測量を希望する者	-
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	-
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	水質検査、漏水調査、アスベスト含有調査を希望する場合は技術資料で申請し、えりも町個別様式-1「技術資料希望部門調書」を提出すること。
	道路清掃を希望する者	道路清掃、施設清掃、産業廃棄物運搬、管渠清掃、浄化施設管理を希望する場合は道路清掃で申請し、えりも町個別様式-2「道路清掃希望部門調書」を提出すること。
	事業の継続及び実績に関すること	-
	従業員人数等に関すること	-
新ひだか町	測量を希望する者	測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けている者であること。受任先を設定する場合は、受任先が測量法第55条の13に規定する資格を有しており、かつ、測量法第55条の3第6号規定に基づく誓約書を有していること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。営業所等の受任先を設定する場合は、受任先が建築士事務所の登録をしていること。 ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	計量証明事業のみの入札参加資格申請は、この資格審査では、受付しておりません。
	道路清掃を希望する者	公園草刈・清掃及び道路除雪に係る契約については、土木一式工事（格付対象者のみ）又は道路清掃の競争入札参加資格者で、新ひだか町内に常時、見積・入札・契約締結等の権限を有する営業所等を有している者でなければならない。 道路清掃を希望し、新ひだか町内に常時、見積・入札契約締結等の権限を有する営業所等を置く業者の方は、個別様式1「競争入札参加希望部門調書」項目2の地域維持管理業務の希望の有無を必ず回答のうえ、提出すること。（町外業者の方は、項目2の回答は不要です。）
	事業の継続及び実績に関すること	審査基準日現在においてその事業を営んでおり、審査基準日の直前1ヵ年度決算期の間にその契約の種類における売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	-
	他の要件	健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険(これらの保険のうち、適用を除外しているものを除く。)に加入していること。

表－2 自治体が個別に定める資格要件

種別		資格要件
旭川市	測量を希望する者	測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けている者であること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築土法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。受任先を設定する場合は、受任先が建築士事務所の登録をしていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。また、補償業務を業とする者については補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)により補償コンサルタント登録をしている者であること。
	道路清掃を希望する者	道路清掃は受け付けない。
	事業の継続及び実績に関すること	令和6年12月1日の審査基準日において、継続して1年以上その事業を営み、当該審査基準日の直前2年間に入れへの参加を希望する種別に関し事業高があること。ただし、技術資料作成業務については、当該審査基準日の直前5年間に希望する種別に関し事業高があること。
	従業員人数等に関すること	個人にあっては、従業員が3人以上であること。
名寄市	その他の要件	申請の時に、本店所在地の市町村税（特別区にあっては、都税）並びに消費税及び地方消費税に滞納がないことを証明する納税証明書を提出できること。
	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築土法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者についてはこの限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	令和6年12月1日の審査基準日において引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1年間にその事業にかかる売上高を有していること。
士別市	従業員人数等に関すること	資本金300万円以上または従業員が3人以上であること。
	その他の要件	-
	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）による登録を受けた者であること。
	地質調査を希望する者	地質調査業務登録規定（昭和52年建設省告示第718号）による登録を受けた者であること。
	土木設計を希望する者	建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）による登録を受けた者であること。
	建築設計を希望する者	建築土法（昭和25年法律第202号）により一級建築士事務所又は二級建築士事務所についての登録を受けた者であること。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	道路清掃は受け付けない。
	事業の継続及び実績に関すること	令和6年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでおり、事業高があること。
	従業員人数等に関すること	-
	その他の要件	-

表－2 自治体が個別に定める資格要件

種別		資格要件
富良野市	測量を希望する者	測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けている者であること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築土法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。受任先を設定する場合は、受任先が建築士事務所の登録をしていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	令和6年12月1日現在において、入札への参加を希望する種別に関し、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1ヵ年度決算期の間にその事業の売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	従業員が2人以上であること。
鷹栖町	その他の要件	-
	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）による登録を受けたものであること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築土法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所についての登録を受けたものであること。ただし、建築設備のみの設計を業とする場合は、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	令和6年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
東神楽町	従業員人数等に関すること	資本金が300万円以上又は従業員が3人以上であること。
	その他の要件	-
	測量を希望する者	法令に基づく登録があること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	法令に基づく登録があること。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	法令に基づく登録があること。
	道路清掃を希望する者	-
事業の継続及び実績に関すること	事業の継続及び実績に関すること	令和6年12月1日の審査基準日において、継続して1年以上その事業を営み、当該審査基準日の直前2年間に入札への参加を希望する種別に関し事業高があること。ただし、技術資料作成業務については、当該審査基準日の直前5年間に希望する種別に関し事業高があること。
	従業員人数等に関すること	個人の場合は従業員が3人以上であること。
	その他の要件	-

表－2 自治体が個別に定める資格要件

	種別	資格要件
比布町	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者	地質調査業者登録規程による登録業者
	土木設計を希望する者	建設コンサルタント登録規程による登録業者
	建築設計を希望する者	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	-
上川町	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	-
	従業員人数等に関すること	-
東川町	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）による登録を受けたものであること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	法令に基づく登録があること。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	令和6年12月1日現在において、入れへの参加を希望する種別に関し、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1ヵ年度決算期の間にその事業の売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	-
	他の要件	-

表－2 自治体が個別に定める資格要件

種別		資格要件
美瑛町	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関する事	-
	従業員人数等に関する事	-
上富良野町	測量を希望する者	測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けている者であること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。受任先を設定する場合は、受任先が建築士事務所の登録をしていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関する事	令和6年12月1日現在において、入札への参加を希望する種別に関し、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1カ年度決算期の間にその事業の売上高を有していること。
	従業員人数等に関する事	-
中富良野町	測量を希望する者	測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けている者であること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。受任先を設定する場合は、受任先が建築士事務所の登録をしていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関する事	令和6年12月1日現在において、入札への参加を希望する種別に関し、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1カ年度決算期の間にその事業の売上高を有していること。
	従業員人数等に関する事	資本金が300万円以上又は従業員が3人以上であること。
	その他の要件	-

表－2 自治体が個別に定める資格要件

	種別	資格要件
剣淵町	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）による登録を受けた者であること。
	地質調査を希望する者	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）による登録を受けた者であること。
	土木設計を希望する者	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示717号）による登録を受けた者であること。
	建築設計を希望する者	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	業務に必要な法令に基づく登録があること。（計量法（平成4年5月20日外法律第51号）、補償コンサルタント登録規定（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）ほか）
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	審査基準日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	従業員人数等に関すること	資本金が300万円以上又は従業員が3人以上であること。
	その他の要件	-
音威子府村	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	計量証明を業とする者については、計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
	道路清掃を希望する者	道路清掃、造林を希望する場合は道路清掃で申請し、音威子府村個別様式「希望部門調書」を提出すること。
	事業の継続及び実績に関すること	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	個人にあっては、従業員が3人以上であること。
	その他の要件	-
中川町	測量を希望する者	-
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	-
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	道路清掃、除雪、造林を希望する場合は道路清掃で申請し、中川町個別様式「希望部門調書」を提出すること。
	事業の継続及び実績に関すること	-
	従業員人数等に関すること	-
	その他の要件	-

表－2 自治体が個別に定める資格要件

種別	資格要件
留萌市	測量を希望する者 測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者 -
	土木設計を希望する者 -
	建築設計を希望する者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。受任先を設定する場合は、受任先が建築士事務所の登録をしていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者 -
	技術資料を希望する者 計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
	道路清掃を希望する者 -
	事業の継続及び実績に関する事 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。
	従業員人数等に関する事 -
小平町	その他の要件 -
	測量を希望する者 測量法（昭和24年法律第188号）による登録を受けていること。
	地質調査を希望する者 -
	土木設計を希望する者 -
	建築設計を希望する者 建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士事務所または2級建築士事務所についての登録を受けていること。
	設備設計を希望する者 -
	技術資料を希望する者 公共事業の補償業務に係る契約にあっては、補償コンサルタント登録規定(昭和59年建設省告示第1341号)による登録を受けていること。
	道路清掃を希望する者 道路清掃、業務委託、草刈、施設維持管理を希望する場合は道路清掃で申請し、小平町個別様式-1「希望部門調書」を提出すること。
	事業の継続及び実績に関する事 契約に係る営業に関する許可、免許、登録等を受けた後引き続き1年以上その事業を営んでおり、かつ、その事業の事業高があるものであること。
羽幌町	従業員人数等に関する事 -
	その他の要件 -
	測量を希望する者 測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けている者であること。
	地質調査を希望する者 -
	土木設計を希望する者 -
	建築設計を希望する者 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。受任先を設定する場合は、受任先が建築士事務所の登録をしていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者 -
	技術資料を希望する者 計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
	道路清掃を希望する者 -
	事業の継続及び実績に関する事 令和6年12月1日現在において、入札への参加を希望する種別に関し、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1ヵ年度決算期の間にその事業の売上高を有していること。
	従業員人数等に関する事 -
	その他の要件 -

表－2 自治体が個別に定める資格要件

種別	資格要件
稚内市	測量を希望する者 測量法(昭和24年法律第188号)第55条の規定に基づく測量業者の登録を受けた者であること。
	地質調査を希望する者 -
	土木設計を希望する者 -
	建築設計を希望する者 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所又は二級建築士事務所についての登録を受けた者であること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者は、この限りではない。
	設備設計を希望する者 -
	技術資料を希望する者 -
	道路清掃を希望する者 -
	事業の継続及び実績に関すること 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1年間に事業高（営業実績）があること。
	従業員人数等に関すること -
浜頓別町	その他の要件 -
	測量を希望する者 -
	地質調査を希望する者 -
	土木設計を希望する者 -
	建築設計を希望する者 -
	設備設計を希望する者 -
	技術資料を希望する者 -
	道路清掃を希望する者 -
	事業の継続及び実績に関すること -
中頓別町	従業員人数等に関すること -
	その他の要件 -
	測量を希望する者 -
	地質調査を希望する者 -
	土木設計を希望する者 -
	建築設計を希望する者 -
	設備設計を希望する者 -
	技術資料を希望する者 -
	道路清掃を希望する者 -
	事業の継続及び実績に関すること -
	従業員人数等に関すること -
	その他の要件 -
	その他の要件 -

表－2 自治体が個別に定める資格要件

種別		資格要件
枝幸町	測量を希望する者	測量法による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築土法による一級建築士事務所または二級建築士事務所の登録を受けていること。
	設備設計を希望する者	建築設備のみの設計を業とする場合は、建築士事務所の登録は必要なし。
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	<p>町内に事業所を置く業者で、造林、町道等維持管理、道路清掃、側溝・管渠等清掃、町道除排雪、公共施設等除雪、公園施設等管理、道路路肩草刈等、町有地草刈、量水器取替、選挙ポスター掲示板を希望する場合は道路清掃で申請し、個別様式「その他業務等入札参加資格審査申請書付表」を提出すること。</p> <p>■資格における要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町道等維持管理業務は、土木工事業の許可を有し、土木施工管理技士又は建設機械施工技士を有している者が技術者名簿に登録されていること。 ・公園施設等管理業務は、造園施工管理技士を有している者が技術者名簿に登録されていること。 ・量水器取替業務委託は、管工事業の許可を有し、枝幸町指定給水装置工事事業証の交付を受けていること。
	事業の継続及び実績に関すること	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、審査基準日の直前1年間にその事業に係る売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	個人にあっては、従業員を有していること。
豊富町	その他の要件	-
	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者	地質調査業者登録規程による登録業者
	土木設計を希望する者	建設コンサルタント登録規程による登録業者
	建築設計を希望する者	建築土法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	-
	その他の要件	健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険(これらの保険のうち、適用を除外しているものを除く。)に加入していること。

表－2 自治体が個別に定める資格要件

種別		資格要件
利尻富士町	測量を希望する者	測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けている者であること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築土法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。受任先を設定する場合は、受任先が建築士事務所の登録をしていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	令和6年12月1日現在において、入札への参加を希望する種別に関し、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1ヵ年度決算期の間にその事業の売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	-
	その他の要件	-
北見市	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条の3による登録を受けた者であること。この場合、審査基準日において登録後1年以上経過していること。また、本店以外の営業所等で登録を希望する場合には、当該営業所等が測量業の営業所の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築土法(昭和25年法律第202号)第23条による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けた者であること。この場合、審査基準日において登録後1年以上経過していること。また、本店以外の営業所等で登録を希望する場合には、当該営業所等が建築士事務所の登録を受けていること。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	審査基準日において、希望する業種を1年以上その事業を営んでおり、審査基準日の直前1年間に希望する業種の事業高があること。
	従業員人数等に関すること	-
	その他の要件	-
網走市	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けている者であること。この場合、審査基準日において登録後1年以上経過していること。本店以外の営業所等で登録を希望する場合には、当該営業所等が測量業の営業所の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築土法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。受任先を設定する場合は、受任先が建築士事務所の登録をしていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	計量証明を業とする者については、計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	審査基準日において、入札への参加を希望する種別に関し、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1ヵ年度決算期の間にその事業の売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	-
	その他の要件	-

表－2 自治体が個別に定める資格要件

種別		資格要件
紋別市	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。
	設備設計を希望する者	設備設計のみを業とする者は建築設計で申請すること。
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	道路清掃、造林を希望する場合は道路清掃で申請し、紋別市個別様式-1「希望部門調書」を提出すること。
	事業の継続及び実績に関すること	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、審査基準日の直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	-
美幌町	測量を希望する者	測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けている者であること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。受任先を設定する場合は、受任先が建築士事務所の登録をしていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	令和6年12月1日現在において、入札への参加を希望する種別に関し、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1ヵ年度決算期の間にその事業の売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	個人の場合は従業員が3人以上であること。
津別町	測量を希望する者	-
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	-
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	-
	従業員人数等に関すること	-
	その他の要件	-

表－2 自治体が個別に定める資格要件

	種別	資格要件
斜里町	測量を希望する者	-
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	-
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	-
	従業員人数等に関すること	-
清里町	測量を希望する者	-
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	-
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	-
	従業員人数等に関すること	-
小清水町	測量を希望する者	-
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	-
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	道路清掃、除雪・排雪、造林、施設の清掃、警備業務を希望する場合は道路清掃で申請し、小清水町個別様式「希望部門調書」を提出すること。
	事業の継続及び実績に関すること	-
	従業員人数等に関すること	-
訓子府町	測量を希望する者	-
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	-
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	-
	従業員人数等に関すること	-
	その他の要件	-

表－2 自治体が個別に定める資格要件

	種別	資格要件
佐呂間町	測量を希望する者	-
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	-
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	-
	従業員人数等に関すること	-
滝上町	測量を希望する者	-
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	-
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	道路清掃、管路清掃、下水道施設維持管理、公共施設維持管理を希望する場合は道路清掃で申請し、滝上町個別様式「希望部門調書」を提出すること。
	事業の継続及び実績に関すること	-
	従業員人数等に関すること	-
興部町	測量を希望する者	-
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	-
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	-
	従業員人数等に関すること	-
	その他の要件	-

表－2 自治体が個別に定める資格要件

種別	資格要件
西興部村	測量を希望する者 測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者 技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（業務に該当する部門）の登録を受けたもの又はこれと同等の能力と経験を有する技術者の資格保有者がいるものであること。
	土木設計を希望する者 技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（業務に該当する部門）の登録を受けたもの又はこれと同等の能力と経験を有する技術者の資格保有者がいるものであること。
	建築設計を希望する者 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者 -
	技術資料を希望する者 -
	道路清掃を希望する者 道路清掃、造林を希望する場合は道路清掃で申請し、西興部村個別様式-1「希望部門調査」を提出すること。
	事業の継続及び実績に関すること 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、審査基準日の直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること -
雄武町	その他の要件 -
	測量を希望する者 -
	地質調査を希望する者 -
	土木設計を希望する者 -
	建築設計を希望する者 -
	設備設計を希望する者 -
	技術資料を希望する者 -
	道路清掃を希望する者 -
	事業の継続及び実績に関すること -
大空町	従業員人数等に関すること -
	その他の要件 -
	測量を希望する者 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定に基づく、測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者 -
	土木設計を希望する者 -
	建築設計を希望する者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備の設計を業とする者は、この限りでない。
	設備設計を希望する者 -
	技術資料を希望する者 -
	道路清掃を希望する者 -
	事業の継続及び実績に関すること 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、審査基準日の直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること 個人の場合は従業員が3人以上であること。
	その他の要件 ・健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険(これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。)に加入していること。 ・経営状況が不健全であると認められる者でないこと。 ・町長が競争入札参加資格者として不適当であると認める者でないこと。

表－2 自治体が個別に定める資格要件

種別	資格要件
帯広市	測量を希望する者 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者 -
	土木設計を希望する者 -
	建築設計を希望する者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。
	設備設計を希望する者 設備設計は受け付けない。
	技術資料を希望する者 -
	道路清掃を希望する者 道路清掃は受け付けない。
	事業の継続及び実績に関する事 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1か年度決算期の間に、その事業に係る売上高を有していること。
	従業員人数等に関する事 -
音更町	その他の要件 -
	測量を希望する者 測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けている者であること。
	地質調査を希望する者 -
	土木設計を希望する者 -
	建築設計を希望する者 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。受任先を設定する場合は、受任先が建築士事務所の登録をしていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者 設備設計のみを業とする者は建築設計で申請すること。
	技術資料を希望する者 計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。 アスペクトに関する業務を希望する者については、(特定・一般)建築物石綿含有建材調査者の資格を有する技術者が在籍していること。
	道路清掃を希望する者 -
	事業の継続及び実績に関する事 審査基準日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。 審査基準日の直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。
鹿追町	従業員人数等に関する事 -
	その他の要件 -
	測量を希望する者 測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けている者であること。
	地質調査を希望する者 -
	土木設計を希望する者 -
	建築設計を希望する者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。
	設備設計を希望する者 -
	技術資料を希望する者 -
	道路清掃を希望する者 -
	事業の継続及び実績に関する事 審査基準日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。審査基準日の直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。
	従業員人数等に関する事 個人の場合は従業員が3人以上であること。
	その他の要件 -

表－2 自治体が個別に定める資格要件

種別	資格要件
新得町	測量を希望する者 測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けている者であること。
	地質調査を希望する者 -
	土木設計を希望する者 -
	建築設計を希望する者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。受任先を設定する場合は、受任先が建築士事務所の登録をしていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者 -
	技術資料を希望する者 計量証明を業とする者については、計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
	道路清掃を希望する者 -
	事業の継続及び実績に関する事 令和6年12月1日現在において、入札への参加を希望する種別に関し、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1ヶ年度決算期の間にその事業の売上高を有していること。
	従業員人数等に関する事 個人の場合は従業員が3人以上であること。
芽室町	その他の要件 -
	測量を希望する者 測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者 -
	土木設計を希望する者 -
	建築設計を希望する者 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。
	設備設計を希望する者 -
	技術資料を希望する者 -
	道路清掃を希望する者 -
	事業の継続及び実績に関する事 直近の決算日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直近の決算日において、直前1年間に希望する種別に関し事業高があること。
大樹町	従業員人数等に関する事 -
	その他の要件 -
	測量を希望する者 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者 地質調査業者登録規程による登録業者であること。
	土木設計を希望する者 建設コンサルタント登録規程による登録業者であること。
	建築設計を希望する者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。
	設備設計を希望する者 -
	技術資料を希望する者 計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
	道路清掃を希望する者 道路清掃、造林を希望する場合は道路清掃で申請し、大樹町個別様式「希望部門調書」を提出すること。
	事業の継続及び実績に関する事 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。
	従業員人数等に関する事 -
	その他の要件 -

表－2 自治体が個別に定める資格要件

	種別	資格要件
幕別町	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定に基づく測量業者の登録を得ていること。
	地質調査を希望する者	地質調査業者登録規程による登録業者
	土木設計を希望する者	建設コンサルタント登録規程による登録業者
	建築設計を希望する者	建築土法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録を得ていること。
	設備設計を希望する者	設備設計は受け付けない。
	技術資料を希望する者	建設コンサルタント登録規程第2条第1項、補償コンサルタント登録規程第2条第1項、計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定等に基づく、申請業種に応じた必要な登録を得ていること。
	道路清掃を希望する者	道路清掃は受け付けない。
	事業の継続及び実績に関すること	-
	従業員人数等に関すること	-
池田町	測量を希望する者	測量については、測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築設計については、建築土法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けている（ただし、建築設備のみの設計を業とする場合を除く。）こと。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	基準日において引き続き1年以上その事業を営み、かつ、基準日の前月の末日からさかのばって1年間にその事業に係る売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	-
足寄町	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築土法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	道路清掃、管渠等清掃調査を希望する場合は道路清掃で申請し、足寄町個別様式「希望部門調書」を提出すること。
	事業の継続及び実績に関すること	審査基準日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。 審査基準日の直前1年間にその事業に係る売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	-
	その他の要件	-

表－2 自治体が個別に定める資格要件

種別		資格要件
浦幌町	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	個人にあっては、従業員が2人以上であること。
	その他の要件	国税、町税を滞納している者でないこと。 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条及び厚生年金保険法（昭和31年法律115号）第27条の規定による届出の義務を履行していること。ただし、当該の届出の義務がない者を除く。
釧路市	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者	地質調査業者登録規程による登録を受けていること。
	土木設計を希望する者	建設コンサルタント登録規程による登録を受けていること。（市内事業者を除く。） 従来の造園設計は土木設計と統合となるため、土木設計で申請を行うこと。
	建築設計を希望する者	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	補償コンサルタントを希望する場合は技術資料で申請すること。 補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）による登録を受けていること。
	道路清掃を希望する者	その他設計、その他調査を希望する場合は道路清掃で申請し、釧路市個別様式「希望部門調書」を提出すること。
	事業の継続及び実績に関すること	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	-
	その他の要件	健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。）に加入していること。
釧路町	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けた者であること。
	地質調査を希望する者	地質調査業者登録制度による登録を受けた者であること。（技術管理者及び現場管理者を提出させるため）
	土木設計を希望する者	建設コンサルタント登録規程による登録を受けた者であること。
	建築設計を希望する者	建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けた者であること。
	設備設計を希望する者	設備設計のみを業とする者は建築設計で申請すること。
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	令和6年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	従業員人数等に関すること	個人の場合は従業員が3人以上であること。
	その他の要件	・釧路町から課税されている全税目について、未納がないこと。 ・釧路町から課税されている町道民税について、特別徴収を実施していること。（釧路町民を5名以上通年雇用している者のみ）

表－2 自治体が個別に定める資格要件

	種別	資格要件
標茶町	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けた者であること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けた者であること。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	道路清掃は受け付けない。
	事業の継続及び実績に関すること	令和6年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	従業員人数等に関すること	-
鶴居村	測量を希望する者	-
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	-
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	-
	従業員人数等に関すること	-
白糖町	測量を希望する者	測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	-
	技術資料を希望する者	-
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	個人にあっては、従業員が3人以上であること。
	その他の要件	-

表－2 自治体が個別に定める資格要件

種別	資格要件
別海町	測量を希望する者 測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けたものであること。なお、営業所等に委任する場合は、測量法第55条の13に規定する資格を有しており、かつ、測量法第55条の3第6号の規定に基づく誓約書を有していること。
	地質調査を希望する者 地質調査業者登録規程第5条の規定に基づく登録を受け、地質調査現況報告書を有していること。
	土木設計を希望する者 建設コンサルタント登録規程第5条の規定に基づく登録を受け、建設コンサルタント現況報告書を有していること。
	建築設計を希望する者 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所若しくは二級建築士事務所についての登録を受けたものであること。なお、営業所等に委任する場合は、委任先が建築士法第23条の3第1項の規定に基づく登録証明書を有していること。
	設備設計を希望する者 設備設計は受け付けない。※設備設計のみを業とするものは、建築設計で申請すること。
	技術資料を希望する者 計量法第107条の規定に基づく登録を受けた者であること。
	道路清掃を希望する者 道路清掃は受け付けない。※物品・役務での登録となる。
	事業の継続及び実績に関すること 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。審査基準日の直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。
	その他の要件 -
中標津町	測量を希望する者 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者 -
	土木設計を希望する者 -
	建築設計を希望する者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者 設備設計のみを業とする者は建築設計で申請すること。
	技術資料を希望する者 -
	道路清掃を希望する者 道路清掃は受け付けない。
	事業の継続及び実績に関すること 令和6年12月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、令和5年12月1日から令和6年11月30日までの間に、その事業に係る事業高を有していること。
	従業員人数等に関すること 契約の確実な履行に必要とする従業員（代表者も含む。）数を有していること。（法令等で定めがある場合はその人数を有していること。）
	その他の要件 -
標津町	測量を希望する者 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。
	地質調査を希望する者 -
	土木設計を希望する者 -
	建築設計を希望する者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とするものは、この限りでない。
	設備設計を希望する者 -
	技術資料を希望する者 -
	道路清掃を希望する者 道路清掃、造林を希望する場合は道路清掃で申請し、標津町個別様式「希望部門調書」を提出すること。
	事業の継続及び実績に関すること 令和6年12月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、令和5年12月1日から令和6年11月30日までの間に、その事業に係る事業高を有していること。
	従業員人数等に関すること 個人にあっては、契約の確実な履行に必要とする従業員（代表者も含む。）数を有していること（法令等で定めがある場合はその人数を有していること。）
	その他の要件 -

表－2 自治体が個別に定める資格要件

	種別	資格要件
羅 臼 町	測量を希望する者	測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けている者であること。
	地質調査を希望する者	-
	土木設計を希望する者	-
	建築設計を希望する者	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。受任先を設定する場合は、受任先が建築士事務所の登録をしていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
	設備設計を希望する者	設備設計のみを業とする者は建築設計で申請すること。
	技術資料を希望する者	計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
	道路清掃を希望する者	-
	事業の継続及び実績に関すること	令和6年12月1日現在において、入札への参加を希望する種別に関し、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1ヵ年度決算期の間にその事業の売上高を有していること。
	従業員人数等に関すること	契約の確実な履行に必要とする従業員（代表者も含む。）数を有していること。（法令等で定めがある場合はその人数を有していること。）
	その他の要件	-

3. 入札参加資格審査の申請について

3-1 申請の方法

- インターネットを活用した**電子申請**により資格審査申請の受付を行いますので、表－1に示す自治体の競争入札参加資格を希望する方は、期間内に受理されるように申請してください。
- 電子申請では**北海道市町村入札参加資格共同審査システム**（以下、「システム」という。）により、複数の自治体に一括して申請を行うことができます。
- 初めてシステムを利用される方は、「3-2 システム利用申請及び電子申請入り口」に記載されているURLより利用登録を行ってください。利用登録時には本人確認のため、3ヶ月以内に発行された**「履歴事項全部証明書」（個人事業主の場合は「身分証明書」）**が必要となりますので予めご用意願います。
- 利用登録申請を行ってから数日以内にログインIDとパスワードが電子メールで通知されます。2～3日経っても通知がない場合は、お手数ですが**011-733-2322**又は**kyoshin@hoctec.or.jp**までご連絡ください。
- システムにログインし、手順に従って必要項目の入力を行い、提出書類を添付してください。添付書類のデータ形式は**「PDF形式」に限定**します。ExcelやWordなど他の形式では添付できませんのでご注意ください。
- 一般財団法人北海道建設技術センター（以下、「センター」という。）が**形式審査**を行い、申請内容や添付書類の不備が見つかった場合、申請は「不受理」となり、不受理の理由とともに、申請者に電子メールで不受理通知が届きますので、不受理の理由を確認のうえ、不備の修正を行い再申請してください。
- 形式審査とは、申請事項や証明書類等の不備や脱漏、経審点の確認などを行うものであり、**形式審査の通過をもって入札参加資格者名簿への登載や工事の発注を約束するものではありません**。形式審査後、各自治体での審査を経て、入札参加資格者名簿に登載されます。各自治体での審査結果、名簿の登載については、各自治体にご確認ください。
- 形式審査を通過し、申請が「受理」されると電子メールで審査完了通知が届きます。

3－2 システム利用申請及び電子申請入り口

<北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイト>

URL : <https://www.hoctec.info/kyoshin/>

3－3 共同審査に関するお問い合わせ

一般財団法人 北海道建設技術センター 市町村支援課 入札参加資格審査担当

TEL : **011-733-2322**

E-mail : **kyoshin@hoctec.or.jp**

電話によるお問い合わせは、9：00から17：00まで。（土日・祝日を除く）

メールによるお問い合わせは24時間送信可能です。

3-4 申請の流れ

- 申請の流れを図-1に示します。

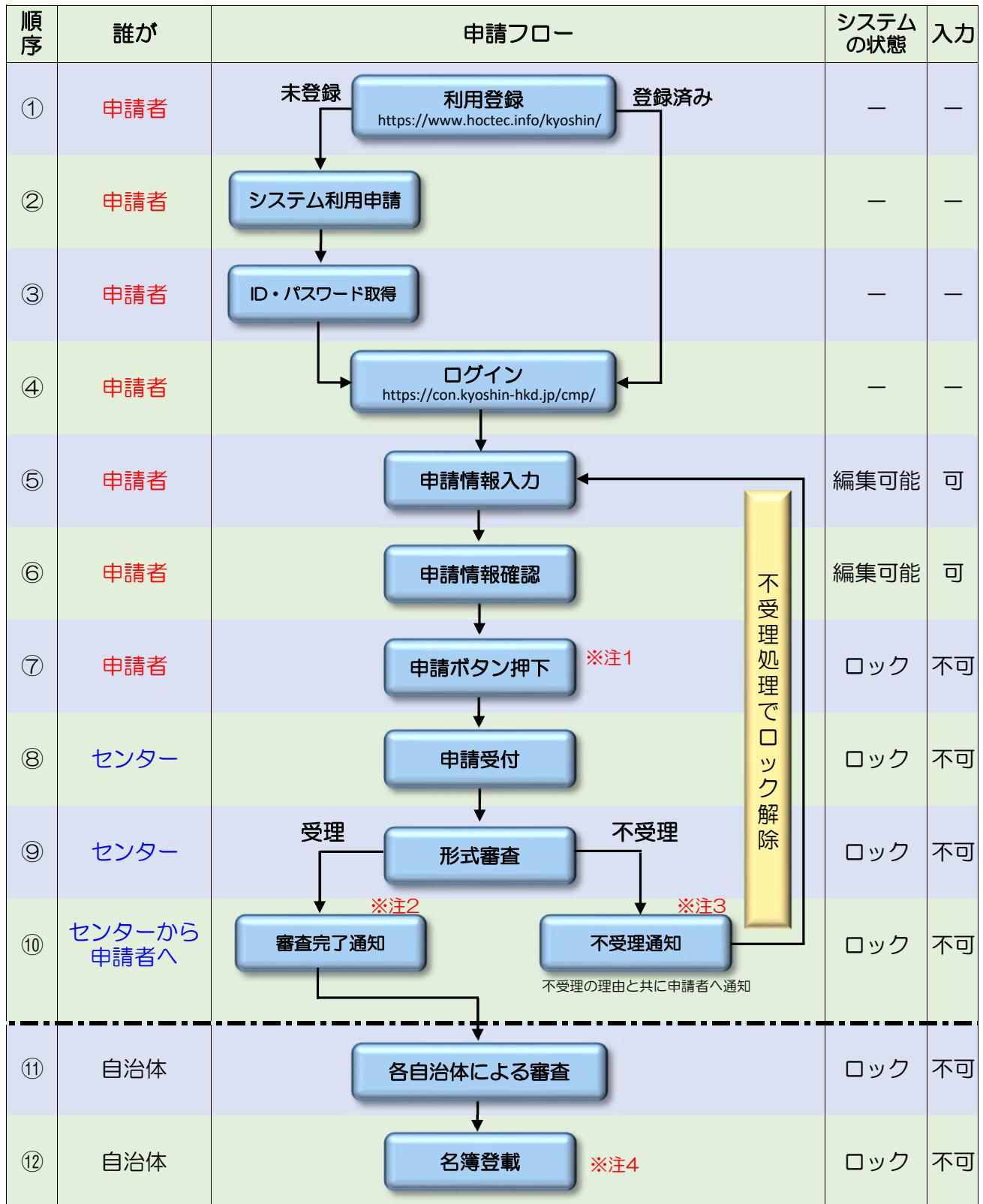


図-1 申請の流れ

【用語の定義】

申請受付… 申請者が申請ボタンを押し、センターの形式審査が開始されていない状態

受理… 申請内容や添付書類に不備がなく、形式審査が完了した状態

不受理… 申請内容や添付書類に不備があり、修正後、再申請が必要な状態

【注意事項】

※注1 申請ボタンを押すとシステムがロックされて申請入力（修正）は出来なくなりますので、申請内容をよくご確認のうえ申請ボタンを押してください。

※注2 形式審査を通過し、申請が受理されると、それ以降もロック状態は継続され、基本的に申請内容の修正はできません。

※注3 申請内容の不備により不受理になると、ロックは解除され、申請入力（修正）が可能となります。

※注4 各自治体での審査結果によっては名簿登載とならない場合があります。名簿の登載については、各自治体にご確認ください。

申請が受理された後に、申請先自治体の追加削除や希望工種の追加削除など、申請内容の修正を行いたい場合はシステム管理者に連絡し、ロック解除手続きを行ってください。

3 – 5 申請にあたっての注意事項

- **紙による申請は一切受け付けておりません。**インターネットによる電子申請が困難な場合は、各申請先自治体の窓口へお問い合わせください。（表－16 自治体連絡先一覧）
- 申請にあたっては、営業所単位ではなく、本店でとりまとめるなどして、「**1申請者・1入札参加資格審査申請書**」で申請してください。
- 複数の自治体に申請する場合、自治体ごとに異なる営業所を設定することはできますが、**一つの自治体に対して、複数の営業所から申請することはできません**ので注意してください。
- 提出された書類の内容について、後日自治体から問い合わせをすることがありますので、申請いただく全ての書類の原本または写しを保管するようにしてください。
- 書類に不備又は誤記等がある場合は受付期間内に補正等をしていただかない限り、受付できません。
- 申請していただいた各項目のうち、明白かつ軽微な誤字、脱字等の不備については、補正をさせていただくことがあります。
- **申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、入札参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、資格が取り消されることがあります。**
- 行政書士による代理申請も可能ですが、その場合は、必ず**【様式14】競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状**を提出してください。

3-6 申請が可能な業種

- システムで申請できる設計等業務の業種は表-3に示す**7種類**となります、**一部の自治体では道路清掃や技術資料で“他の業務”を受け付けている場合があります。**詳細は表-2で確認してください。
- 表-3以外の業種の申請については各申請先自治体にお問い合わせください。

表-3 申請可能な設計等業務の種類

番号	業種
1	測量
2	地質調査
3	土木設計
4	建築設計
5	設備設計のみ※1
6	技術資料
7	道路清掃※2

※注1 表-4に示す自治体では「設備設計のみ」は受け付けていません。設備設計のみを業としている場合でも「建築設計」で申請してください。

表-4 設備設計を受け付けない自治体

石狩・空知	北広島市、夕張市、岩見沢市、浦臼町、新十津川町
後志	-
渡島・檜山	-
胆振・日高	登別市、伊達市、白老町
上川	-
留萌	-
宗谷	-
オホーツク	紋別市、津別町
十勝	帯広市、音更町、幕別町
釧路・根室	釧路町、別海町、中標津町、羅臼町

※注2 表-5に示す自治体では「道路清掃」は受け付けていません。

表-5 道路清掃を受け付けない自治体

石狩・空知	恵庭市、北広島市、浦臼町、新十津川町、石狩東部広域水道企業団
後志	小樽市
渡島・檜山	七飯町
胆振・日高	-
上川	旭川市、士別市
留萌	-
宗谷	-
オホーツク	-
十勝	帯広市、幕別町
釧路・根室	標茶町、別海町、中標津町

4. 入札参加資格申請の受付期間と審査基準日

4-1 システムによる電子申請の受付期間

- **令和6年12月10日（火）から令和7年1月31日（金）まで**
- 受付期間中、電子申請は24時間受け付けています。ただし、開始日は9：00から、最終日は17：30までとなります。

※受付期間を過ぎると、システムによる電子申請が出来なくなります。締切日付近くに申請を行うと、不受理となった場合、再申請が締切日に間に合わないことも考えられますので、時間に余裕をもって申請するようお願いいたします。

4-2 審査基準日

- 令和7・8年度入札参加資格申請における**審査基準日は令和6年12月1日**です。

5. 入札参加資格の有効期間

- 令和7・8年度入札参加資格の有効期間は**令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間**です。
- 入札参加資格の有効期間中に申請事項に変更があった場合は、入札参加資格の再審査又は申請内容の変更届が必要となります。詳しくは「**北海道市町村入札参加資格共同審査 変更申請の手引き**」を参照してください。
なお**変更申請の手引き**は、令和7年3月上旬頃に共同審査ポータルサイトに掲載予定です。

6. 入札参加資格申請に必要な提出書類

- 入札参加資格の申請に必要な提出書類には複数の申請先自治体に対し、共通して提出する**共通書類**と、個別の申請先自治体においてのみ必要とされる**個別書類**があります。
- 提出書類は①システムから自動で作成されるもの、②ExcelやPDFの標準書式から申請者が作成するもの、③公共機関等が発行する証明書等に分類されます。

6-1 共通書類

- 共通書類とは、複数の申請先自治体に対し、共通して提出する様式・証明書等のことをいいます。共通書類の一覧を表-6に示します。

表－6 共通書類一覧

様式番号	分類	提出書類		備考	ひな形
【様式1】 ^{注1}	自動作成	建設工事等競争入札参加資格審査申請書（表紙）			-
【様式3】 ^{注2}	申請者が作成	事業経歴書		直前1年度決算分	有
【様式4】 ^{注2}	申請者が作成	設計等業務技術者名簿			有
【様式5】	証明書等	代表者身分証明書		個人の場合	-
【様式6】	証明書等	履歴事項全部証明書		法人の場合	-
【様式7の3】	証明書等	測量業者登録通知書		測量を希望する場合	-
【様式7の4】	証明書等	測量業者登録申請書の添付書類(木)(法第55条の3第4号)		受任者が測量を希望する場合	-
【様式7の5】	証明書等	地質調査業者現況報告書		地質調査業者の登録を受けている場合	-
【様式7の6】	証明書等	建設コンサルタント現況報告書		建設コンサルタントの登録を受けている場合	-
【様式7の7】	証明書等	建築士事務所登録証	本店	建築設計を希望する場合	-
			受任者		-
【様式7の8】	証明書等	補償コンサルタント現況報告書		補償コンサルタントの登録を受けている場合	-
【様式7の9】	証明書等	計量証明事業登録証		計量証明事業の登録を受けている場合	-
【様式8】	証明書等	建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書		退職金共済に加入している場合	システムからダウンロード
【様式10】 ^{注1}	自動作成	設計等入札参加資格審査申請書付票			-
【様式11】 ^{注3}	申請者が作成	使用印鑑届			システムからダウンロード
【様式12】 ^{注1}	自動作成	暴力団排除に関する誓約書			-
【様式13】 ^{注3}	申請者が作成	年間委任状		受任者に権限を委任する場合	システムからダウンロード
【様式14】	申請者が作成	競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状		行政書士が代理申請する場合	有
【様式15】	申請者が作成	法定保険加入状況一覧表			有
【様式16】	申請者が作成	社会保険等適用除外申出書			有
【様式17】 ^{注4}	申請者が作成	資本関係・人的関係調書			有
【様式18】	証明書等	印鑑証明書			-
【様式19】	証明書等	決算書（財務諸表）		直前1年度決算分	-
【様式20】	証明書等	納税証明書（未納、滞納がないことの証明）	国税 (法人税・消費税)	個人【その3の2】	個人の場合
	証明書等			法人【その3の3】	法人の場合
	証明書等		都道府県税	本店	-
	証明書等			受任者	受任者に権限を委任する場合
	証明書等		市町村税	本店	-
	証明書等			受任者	受任者に権限を委任する場合
【様式21】	申請者が作成	営業所一覧表			有

提出書類はすべてPDF形式にしてシステムにアップロードしてください。

※注1 【様式1】建設工事等競争入札参加資格審査申請書と【様式10】設計等入札参加資格審査申請書付票、および【様式12】暴力団排除に関する誓約書はシステムで自動作成されますので作成・添付は不要です。

※注2 任意様式でも可です。

※注3 【様式11】使用印鑑届、【様式13】年間委任状はシステムからダウンロードし、押印したものをPDF形式で添付してください。

※注4 【様式17】資本関係・人的関係調書は他の申請者との資本関係又は人的関係がある場合に提出してください。資本関係・人的関係がない場合はシステムで自動作成されますので作成・添付は不要です。

6－2 協同組合等の場合に必要な書類

- 申請者が協同組合等の場合は、共通書類に加えて表－7に示す書類が必要となります。

表－7 申請者が協同組合等の場合に必要な書類

様式番号	分類	提出書類	備考	ひな形
【様式 組-1】	申請者が作成	組合構成員名簿		有
【様式 組-2】	証明書等	官公需適格組合証明書	官公需適格組合の証明を受けている場合	-
【様式 組-3】	証明書等	定款または寄付行為		-

6－3 自治体別共通書類一覧表（測量・建設コンサルタント等業務）

- 自治体別の共通書類一覧（測量・建設コンサルタント等業務）を表－8に示します。

表-8 自治体別共通書類一覧（測量・建設コンサルタント等業務） 石狩・空知地域

※○は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

申請者が協同組合等の場合は「必要書類」

表一-8 自治体別共通書類一覧（測量・建設コンサルタント等業務）後志地域

様式番号	分類	提出書類		小樽市	島牧村	蘭越町	二七町	京極町	幌加内町	泊村	余市町	備考	
		法人	個人		法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	
【様式3】	申請者が作成 事業経営書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式4】	申請者が作成 説明・等技術者名簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式5】	証明書等 代表者身分証明書	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○
【様式6】	証明書等 履歴事項全部証明書	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	個人の場合
【様式7の3】	証明書等 測量業者登録通知書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法人の場合
【様式7の4】	証明書等 測量業者登録申請書の添付書類(水)（法第55条の3第4号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	測量を希望する場合
【様式7の5】	証明書等 証明書等 地圖調査業者現況報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者が測量を希望する場合
【様式7の6】	証明書等 証明書等 建設コンサルタント現況報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	地圖調査業者の登録を受けている場合
【様式7の7】	証明書等 証明書等 建築士事務所登録証 受任者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	建築設計を希望する場合
【様式7の8】	証明書等 補圖コンサルタント現況報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	補圖コンサルタントの登録を受けている場合
【様式7の9】	証明書等 計量証明書登録証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	計量証明事業の登録を受けている場合
【様式8】	証明書等 建設会員退職金共済組合等の加入・履行証明書 不要 ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	退職金共済加入している場合
【様式1】	申請者が作成 使用印鑑届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式1-3】	申請者が作成 年間委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
【様式1-4】	申請者が作成 競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	行政書士が代理申請する場合
【様式1-5】	申請者が作成 法定保険加入状況・観察表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不要 不要
【様式1-6】	申請者が作成 社会保険適用除外申出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不要 不要
【様式1-7】	申請者が作成 資本関係・人的関係照図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	資本関係・人的関係がある場合のみ
【様式1-8】	証明書等 日経証明書	不要 ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式1-9】	証明書等 決算書（財務諸表）	○	○	不要 ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式2-0】	証明書等 納税証明書（未納・滞納 力がないことの証明）	個人「その3の2」 - ○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	個人の場合
	証明書等 納税証明書（未納・滞納 力がないことの証明）	法人「その3の3」 ○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	法人の場合
	証明書等 市町村税 受任者	不要 ○	○	○	○	○	不要 ○	○	○	○	○	○	不要 不要 受任者に権限を委任する場合
	証明書等 市町村税 受任者	不要 ○	○	○	○	○	不要 ○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
【様式2-1】	申請者が作成 沿革簿一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※○は必ず添付するも、○は該当する場合に添付するもの

申請者が協同組合等の場合に必要な書類

様式番号	分類	提出書類		小樽市	島牧村	蘭越町	二七町	京極町	幌加内町	泊村	余市町	備考	
		組合等	組合等										
【様式-1】	申請者が作成 組合構成員名簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式-2】	証明書等 官公廳通帳会員証書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	官公廳通帳会員証書の取得を受けている場合
【様式-3】	証明書等 定款または寄附行為	不要 ○	不要 ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不要

※○は必ず添付するも、○は該当する場合に添付するもの

表-8 自治体別共通書類一覧（測量・建設コンサルタント等業務） 渡島・檜山地域

様式番号	分類	提出書類										備考		
		法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人			
【様式】	申請者が作成 事業経歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式】4】	申請者が作成 設計等技術者名簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式】5】	証明書等 証明書等	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	個人の場合
【様式】6】	証明書等 履歴事項全部証明書	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	法人の場合
【様式】7の3】	証明書等 測量業者登録通知書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	測量を希望する場合
【様式】7の4】	証明書等 測量業者登録申請書の添付書類(市)〔法第55条の3第4号〕	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者が測量を希望する場合
【様式】7の5】	証明書等 地質調査業者登録登録申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	地質調査業者の登録を 受けている場合
【様式】7の6】	証明書等 建設工事契約現況報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	建設工事契約の登録 を受けている場合
【様式】7の7】	証明書等 建築士事務所登録証 受任者	本店	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	建築設計を希望する場合
【様式】7の8】	証明書等 補償工事契約現況報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	補償工事契約の登録を 受けている場合
【様式】7の9】	証明書等 計量証明書登録証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	計量証明書の登録を 受けている場合
【様式】8】	証明書等 建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	退職金共済に加入している場合
【様式】1】1】	申請者が作成 使用印鑑届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式】1】3】	申請者が作成 年間委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
【様式】1】4】	申請者が作成 競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	行政書士が代理申請する場合
【様式】1】5】	申請者が作成 法定保険加入状況一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式】1】6】	申請者が作成 社会保険等適用除外申出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式】1】7】	申請者が作成 資本関係・人の関係調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	資本関係・人の関係がある場合
【様式】1】8】	証明書等 印鑑証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式】1】9】	証明書等 決算書(財務諸表)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式】1】10】	証明書等 個人(その3の2) (法人税・消費税) 法人その3の3】	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	個人の場合
【様式】2】0】	証明書等 納稅証明書(未納・滞納 がないことの証明) 証明書等 証明書等 証明書等	都道府県税 受任者	○	○	○	○	○	○	不要	○	○	不要	○	受任者に権限を委任する場合
【様式】2】1】	申請者が作成 營業所一覧表	市町村税 受任者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不要	○	受任者に権限を委任する場合

※○は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

申請者が協同組合等の場合に必要な書類

様式番号	分類	提出書類										備考		
		組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等			
【様式】組-1】	申請者が作成 組合構員名簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式】組-2】	証明書等 官公需適格組合証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	官公需適格組合の認定を 受けている場合
【様式】組-3】	証明書等 定款または寄附行為	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

表-8 自治体別共通書類一覧（測量・建設コンサルタント等業務） 胆振・日高地域

様式番号	分類	提出書類	豊別市	伊達市	白老町	厚真町	日高町	平取町	新定町	浦河町	様似町	えりも町	新ひだか町	備考
			法人	個人	法人									
【様式 3】 申請者が作成 事業経歴書			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 4】	申請者が作成 評議+等技術者名簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 5】	証明書等 代表者身分証明書	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	○
【様式 6】	証明書等 履歴事項全部証明書	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○
【様式 7の3】	証明書等 測量業者登録通知書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 7の4】	証明書等 測量業者登録申請書の添付種類(水)(法第55条の3第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 7の5】	証明書等 地質調査業者登録報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 7の6】	証明書等 建設コンサルタント現況報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 7の7】	証明書等 建築士事務所登録証	本店	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 7の8】	証明書等 税額控除申請書	受任者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 7の9】	証明書等 計量事業登録証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 8】	証明書等 建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書	○	○	不要	○	○	○	○	○	○	○	不要	不要	○
【様式 1】	申請者が作成 使用印鑑届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 1.3】	申請者が作成 年間委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 1.4】	申請者が作成 韓争入れ参加資格申請に関する代理人の委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 1.5】	申請者が作成 法定保険加入状況一覧表	○	○	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 1.6】	申請者が作成 社会保険等適用除外申出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 1.7】	申請者が作成 資本関係・人別関係開闢	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 1.8】	証明書等 日鑑証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 1.9】	証明書等 決算書(財務諸表)	○	○	○	○	○	不要	○	○	○	○	○	○	○
【様式 2.0】	証明書等 国税(法人税・消費税)	個人(その3の2)	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○
	証明書等 法人(その3の3)	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○
	証明書等 都道府県税	本店	不要	不要	不要	不要	不要	不要	○	○	○	○	○	○
	証明書等 納税証明書(未納・滞納がないことの証明)	受任者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	証明書等 市町村税	本店	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 2.1】	申請者が作成 営業所一覧表	受任者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※○は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

申請者が協同組合等の場合に必要な書類

様式番号	分類	提出書類	豊別市	伊達市	白老町	厚真町	日高町	平取町	新定町	浦河町	様似町	えりも町	新ひだか町	備考
			組合等	組合等										
【様式 組-1】	申請者が作成 組合構成員名簿	○	○	○	○	○	不要	○	○	○	○	○	○	○
【様式 組-2】	証明書等 宮公認登録組合証明書	○	○	○	○	○	不要	○	○	○	○	○	○	○
【様式 組-3】	証明書等 定款または寄付行為	○	○	○	○	○	不要	○	○	○	○	○	○	○

※○は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

表-8 自治体別共通書類一覧（測量・建設コンサルタント等業務） 上川地域

様式番号	分類	提出書類										備考		
		法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	
【様式 3】	申請者が作成 事業経営書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 4】	申請者が作成 設計等技術者名簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 5】	証明書等 代表者身分証明書	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	○
【様式 6】	証明書等 履歴事項全部証明書	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○
【様式 7の 3】	測量業者登録通知書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 7の 4】	証明書等 測量業者登録申請書の添付書類(6)(法第55条の3第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 7の 5】	証明書等 証明書等 地質調査業者現況報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 7の 6】	証明書等 建設工事監修報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 7の 7】	証明書等 建築士事務所登録証 受任者	本店	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 7の 8】	証明書等 補償工事監修報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 7の 9】	証明書等 計量证明事務登録証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 8】	証明書等 建設業退職金共済組合等の加入・履行證明書 不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 1.1】	申請者が作成 使用印鑑届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 1.3】	申請者が作成 年間委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 1.4】	申請者が作成 競争入札参加資格申請に對する代理人の委任状 不 ₂	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 1.5】	申請者が作成 法定保険加入状況・誓表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 1.6】	申請者が作成 社会保険等適用除外申出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 1.7】	申請者が作成 資本関係・人間関係図 ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 1.8】	証明書等 印鑑証明書 決算書(財務諸表)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 1.9】	証明書等 印鑑書等 国税 (法人税・消費税) 法人その他のもの	個人(その他のもの)	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○
【様式 2.0】	証明書等 納税証明書(未納・滞納) がないことの証明 証明書等 証明書等 市町村税	都道府県税 本店 受任者	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-
【様式 2.1】	申請者が作成 営業所一覧表	受任者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※○は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

申請者が協同組合等の場合に必要な書類

様式番号	分類	提出書類										備考		
		組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等			
【様式組-1】	申請者が作成 組合構成員名簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式組-2】	証明書等 官公需適格組合証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式組-3】	証明書等 定款または寄附行為	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※○は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

表一-8 自治体別共通書類一覧（測量・建設コンサルタント等業務） 留萌地域、宗谷地域

様式番号	分類	提出書類		留萌市	小平町	羽幌町	稚内市	浜頓別町	中頓別町	枝幸町	豊富町	利尻富士町	備考	
		法人	個人		法人	個人								
【様式3】	申請者が作成 事業経営書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式4】	申請者が作成 説明書等 技術者名簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式5】	証明書等 代表者身分証明書	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	個人の場合
【様式6】	証明書等 履歴事項全部証明書	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	法人の場合
【様式7の3】	証明書等 消費者登録通知書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	測量を希望する場合
【様式7の4】	証明書等 消費者登録申込書の添付書類(水) (法第55条の3第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者が測量を希望する場合
【様式7の5】	証明書等 地圖調査業者現況報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	地圖調査業者の登録を受けている場合
【様式7の6】	証明書等 建設コンサルタント現況報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	建設会社の登録を受けている場合
【様式7の7】	証明書等 建築士事務所登録証 受任者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	建築設計を希望する場合
【様式7の8】	証明書等 補助コンサルタント現況報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	補助コンサルタントの登録を受けている場合
【様式7の9】	証明書等 計量証明書登録証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	計量証明事業の登録を受けている場合
【様式8】	証明書等 建設退職金共済組合等の加入・履行証明書	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	退職金を清算に加入している場合
【様式1】	申請者が作成 使用印鑑届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
【様式1.3】	申請者が作成 年間委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
【様式1.4】	申請者が作成 競争入札参加資格申請に際する代理人の委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	行政書士が代理申請する場合
【様式1.5】	申請者が作成 法定参加加入状況・監査表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	資本関係・人的関係がある場合のみ
【様式1.6】	申請者が作成 社会保険適用除外申出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式1.7】	申請者が作成 資本関係・人的関係開示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	資本関係・人的関係がある場合のみ
【様式1.8】	証明書等 印鑑証明書	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
【様式1.9】	証明書等 決算書(債務諸表)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	直前1年度決算分
【様式2.0】	証明書等 納税証明書(未納・滞納 力がないことの証明)	個人【その3の2】 法人(人税・消費税)	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	個人の場合
	証明書等 納稅証明書(未納・滞納 市町村税)	本店 受任者	不要	不要	○	○	不要	○	○	○	-	○	-	法人の場合
【様式2.1】	申請者が作成 沿岸航行・航表	不要	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合

※○は必ず添付するも。○は該当する場合に添付するもの

申請者が協同組合等の場合に必要な書類

様式番号	分類	提出書類		留萌市	小平町	羽幌町	稚内市	浜頓別町	中頓別町	枝幸町	豊富町	利尻富士町	備考
		組合等	組合等										
【様式-1】	申請者が作成 組合構成員名簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不要	○
【様式-2】	証明書等 官公廳通帳総合证明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不要	○
【様式-3】	証明書等 定款または寄附行為	○	○	○	○	○	○	不要	○	○	○	不要	○

表-8 自治体別共通書類一覧（測量・建設コサルタント等業務）オホーツク地域

※ ○は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

申請者が協同組合等の場合に必要な書類

表-8 自治体別共通書類一覧（測量・建設コンサルタント等業務）十勝地域

※ ○(はず添付するもの、○は該当する場合に添付するものの

表一-8 自治体別共通書類一覧（測量・建設コンサルタント等業務） 釧路・根室地域

様式番号	分類	提出書類		釧路市	釧路町	標茶町	標津町	別海町	中標津町	標津町	羅臼町	備考	
		法人	個人		法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	
【様式3】	申請者が作成 事業経営書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式4】	申請者が作成 説明書等 技術者名簿 技術者身分証明書	不要 ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式5】	証明書等 記載事項全部証明書	- ○	- ○	- ○	- ○	- ○	- ○	- ○	- ○	- ○	- ○	- ○	個人の場合
【様式6】	証明書等 測量業者登録通知書	○	- ○	- ○	- ○	- ○	- ○	- ○	- ○	- ○	- ○	- ○	法人の場合
【様式7の3】	証明書等 測量業者登録申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	測量を希望する場合
【様式7の4】	証明書等 測量業者登録申請書の添付書類(水)(法第55条の3第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者が測量を希望する場合
【様式7の5】	証明書等 地圖調査業者登録報告書	○	○	不要 ○	不要 ○	○	○	○	○	○	○	○	地圖調査業者の登録を受けている場合
【様式7の6】	証明書等 建設コンサルタント現況報告書	○	○	不要 ○	不要 ○	○	○	○	○	○	○	○	建設コンサルタントの登録を受けている場合
【様式7の7】	証明書等 建築士事務所登録証 受任者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	建築設計を希望する場合
【様式7の8】	証明書等 補助コンサルタント現況報告書	○	○	不要 ○	不要 ○	○	○	○	○	○	○	○	補助コンサルタントの登録を受けている場合
【様式7の9】	証明書等 計量証明事業登録証	○	○	不要 ○	○	○	○	○	○	○	○	○	計量証明事業の登録を受けている場合
【様式8】	証明書等 建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書	不要 ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	退職金を清算に加入している場合
【様式1】	申請者が作成 使用印鑑届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式1.3】	申請者が作成 年間委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者が権限を委任する場合
【様式1.4】	申請者が作成 競争入札参加資格申請書に際する代理人の委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	行政書士が代理申請する場合
【様式1.5】	申請者が作成 法定参加加入状況・監査表	○	○	不要 ○	不要 ○	○	○	○	○	○	○	○	不要 不要
【様式1.6】	申請者が作成 社会保険簡適用除外申出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	資本関係・人的関係がある場合のみ
【様式1.7】	申請者が作成 資本関係・人的関係開示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式1.8】	証明書等 印鑑証明書	不要 ○	○	不要 ○	不要 ○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式1.9】	証明書等 決算書(債務諸表)	○	○	○	○	不要 ○	○	○	○	○	○	○	直前1年年度決算分
【様式2.0】	証明書等 納税証明書(未納・滞納 力がないことの証明)	個人【その3の2】 法人(人税・消費税)	- ○	○	- ○	○	- ○	○	- ○	○	- ○	- ○	個人の場合
	証明書等 都道府県税 市町村税	本店 受任者	不要 ○	不要 ○	○	- ○	- ○	- ○	- ○	- ○	- ○	- ○	法人の場合
	証明書等 官公需適格組合证明書	本店 受任者	不要 ○	不要 ○	○	○	不要 ○	○	○	○	不要 ○	○	受任者に権限を委任する場合
	証明書等 定款または寄附行為	市町村税 受任者	不要 ○	不要 ○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
【様式2.1】	申請者が作成 沿革簿・監査表	不要 ○	不要 ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※○は必ず添付するも。○は該当する場合に添付するもの

申請者が協同組合等の場合に必要な書類

様式番号	分類	提出書類		釧路市	釧路町	標茶町	標津町	別海町	中標津町	標津町	羅臼町	備考	
		組合等	組合等			組合等	組合等			組合等		組合等	
【様式 組-1】	申請者が作成 組合構成員名簿	不要 ○	○	○	○	不要 ○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 組-2】	証明書等 官公需適格組合证明書	○	○	○	○	不要 ○	○	○	○	○	○	○	官公需適格組合の证明を受けている場合
【様式 組-3】	証明書等 定款または寄附行為	不要 ○	○	不要 ○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合

7. 共通書類提出に関する注意事項

- ・ 共通書類を提出（添付）する際は、以下①～㉕に示す様式ごとの注意事項をよくご確認ください。

① 【様式3】事業経歴書

- ・ 設計等業務の資格を希望する場合は、**必ず提出**してください。
- ・ **資格を希望する業種ごとに直前1年度決算分**の事業経歴書を作成してください。
- ・ 配置予定技術者の欄は記入する必要はありません。（記入があっても可）
- ・ 請負代金の欄は消費税等相当額を除いた金額を記入してください。
- ・ 希望する工種ごとの合計金額（税抜き）は**システム入力と一致**するようにしてください。

[【様式3】事業経歴書のひな形データ（Excel形式）はポータルサイトからダウンロードできます。](#)

【事業経歴書の見本】

【様式3】		令和 年度 事業経歴書					(単位:千円)	
		(種別)	元請又は下請の区分	工事(事業)名	工事(事業)場所 のある都道府県名	配置予定技術者 氏名	請負代金の額(税抜き)	着工年月 完成又は完成予定期限年月
注文者							千円	令和 年 月
							千円	令和 年 月
							千円	令和 年 月
							千円	令和 年 月
							千円	令和 年 月
							千円	令和 年 月
							千円	令和 年 月
							千円	令和 年 月
							千円	令和 年 月
							千円	令和 年 月
							千円	令和 年 月
							千円	令和 年 月
							千円	令和 年 月
							千円	令和 年 月
							千円	令和 年 月
							千円	令和 年 月
							千円	令和 年 月
							千円	令和 年 月
							千円	令和 年 月
							千円	令和 年 月
その他							千円	令和 年 月
種別計				0件			0 千円	

見本

・**資格を希望する工種のみ**提出してください。

・希望する工種ごとの合計金額（税抜き）は**システム入力と一致**するようにしてください。

② 【様式4】設計等業務技術者名簿（道内関係分）

- 【様式4】設計等業務技術者名簿の提出が必要な自治体は表－8で確認してください。**※提出が不要な自治体があります。**
- 令和6年12月1日時点**で道内の本店、支店、営業所等に在籍する有資格者について、【様式4】に記入してください。対象とする資格の種類は表－9に示すとおりです。これら以外の資格については記入不要です。
- 同一資格で複数の等級（測量士と測量士補など）の資格を有している場合は、**上位等級のみ**記入してください。
- 有資格者数は、**システム入力項目「技術者数」と一致**するようにしてください。
なお、技術者名簿の提出を不要としている自治体への申請においても、システムへは令和6年12月1日時点で在籍する有資格者数（道内のみ）を入力してください。

[【様式4】技術者名簿のひな形データ（Excel形式）はポータルサイトからダウンロードできます。](#)

表－9 資格の種類

資格の名称	
	技 術 士
	測 量 士
	測 量 士 补
	土 地 区 画 整 理 士
	土 地 家 屋 調 査 士
	不 動 産 鑑 定 士
	不 動 産 鑑 定 士 补
	地 質 調 査 技 士
	環 境 計 量 士
	港 湾 海 洋 調 査 士
	R C C M
	司 法 書 士
建築士	1級
	構 造 設 計
	設 備 設 計
	2級
	木 造
建 築 積 算 資 格 者	

【技術者名簿の見本】

【樣式4】

設計等業務技術者名簿（道内関係分）

商号又は名称 株式会社 口口測量設計

資格毎の人数(道内在籍の人数を記載してください)

技術士	測量士	測量士補	土地収容整理士	土地家屋調査士	不動産鑑定士	不動産鑑定士補	地質調査技士	環境計量士	RCCM	司法書士	建築士				建築積算資格者	
											1級	構造	設備	2級	木造	
1人	1人	人	人	人	人	人	人	人	1人	人	人	人	人	人	人	人

- ・資格ごとに人数を集計してください。集計した有資格者数は、**システム入力と一致する**ようにしてください。

※**技術士**とは技術士法で規定された**国家資格**の名称です。**技術士**2次試験に合格し、**技術士**の登録を受けている方の人数を入力してください。技術職員のことではありませんのでご注意ください。

③ 【様式5】代表者身分証明書 ※個人事業主の場合

- 申請者が、**個人事業主の場合は必ず提出**してください。
- 申請者の本籍を管轄する市区町村長が発行する身分証明書をいいます。
- 令和6年9月1日以降に発行**されたものに限ります。

④ 【様式6】登記事項証明書 ※法人の場合

- 申請者が**法人の場合は必ず提出**してください。
- 法務局に登記された商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条に規定する登記事項証明書のうち、**令和6年9月1日以降に発行**されたもので、**履歴事項全部証明書**に限ります。
- 非営利法人（財団法人等）の方が申請される場合は、登記事項証明書に代えて、定款（又は寄附行為）及び貸借対照表を提出してください。

【登記事項証明書の見本】

履歴事項全部証明書	
北海道札幌市中央区○条○丁目	
株式会社 □□建設	
会社法人等番号	0123-45-6789**
商 号	株式会社 □□建設
本 店	北海道札幌市中央区×××丁目 北海道札幌市中央区○○○丁目
公告をする方法	官報に掲載して行う
会社設立の年月日	昭和**年**月**日
目 的	1.土木建築に関する…

・登記事項証明書の種類は**履歴事項全部証明書**に限ります。

見本

最終ページ

これは登記簿に記録されている併記されていない事項の全部であることを証明した書類である。

令和6年12月10日

○○法務局

登記官

見本 ○○ ○○

整理番号 ア**1234 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

・**令和6年9月1日以降に発行された**ものとしてください。

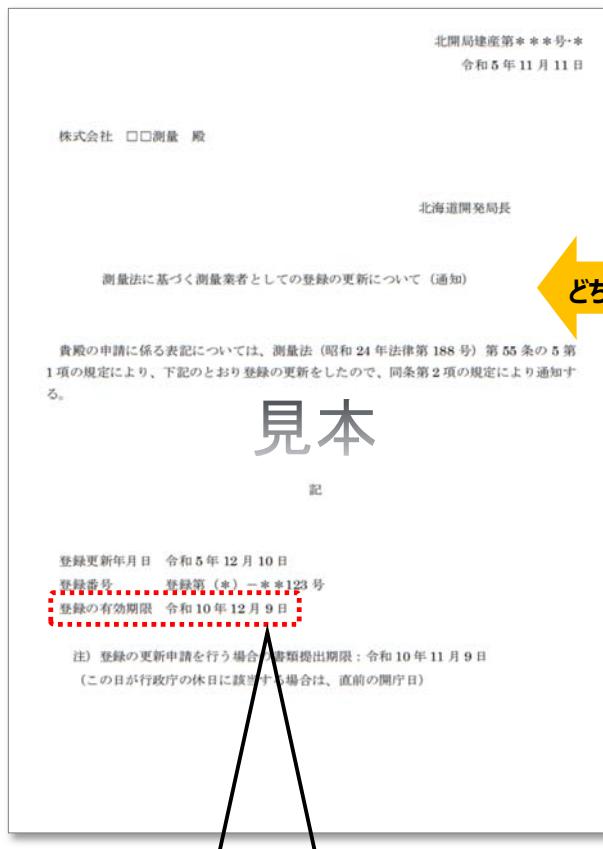
3/3

・先頭ページだけでなく、**全ページを添付**してください。

⑤ 【様式 7 の 3】測量業者登録通知書

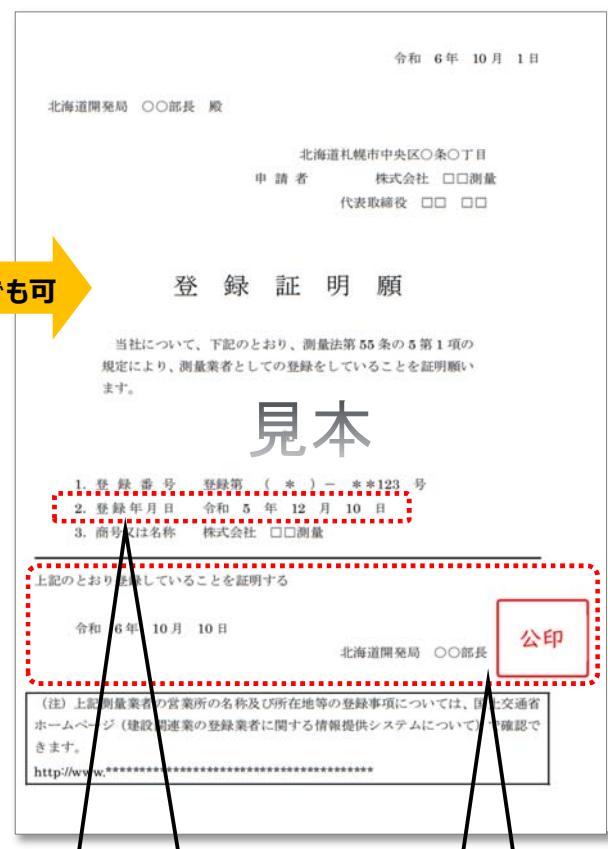
- 測量の資格を希望する場合は、測量法の規定に基づき発行される「測量法に基づく測量業者としての登録／更新について（通知）」または「登録証明願」（管轄する地方整備局等の証明を受けたもの限る）を必ず提出してください。
- 測量業者登録の有効期限が切れているものは受け付けません。**申請日現在で登録年月日が5年を経過していないものに限ります。

【測量業者登録通知書の見本】



・申請時点で**許可の有効期間が切れている**ものは受付できません。

【測量業者 登録証明願の見本】



どちらでも可

・申請時点で**許可の有効期間が切れている**ものは受付できません。

・**管轄する登録機関の証明を受けていない**ものは受付できません。

⑥ 【様式7の4】測量業者登録申請書の添付書類（木）（法第55条の3第4号）

- 受任者が測量の資格を希望する場合は、営業所ごとの測量士の人数を確認するため、最新の測量業者登録申請書の添付書類（木）（法第55条の3第4号）を提出してください。

【測量業者登録申請書の添付書類（木）の見本】

使 用 人 数					
区分	技 術 関 係 使 用 人			事 務 関 係 計	計
	測 量 士	測 量 士 補	そ の 他		
役員兼務の使用人					
そ の 他 の 使用人					

記載要領
使用者には、雇用期間を限定して雇用された者及び測量業以外の営業又は事業を併せて営む場合における当該測量業以外の事業に従事するものを含めないこと。

営業所ごとの測量士・測量士補の人数			
営業所名	測 量 士	測 量 士 補	計
見本			
計			

・受任先営業所に**1名以上**の測量士が在籍している必要があります。

⑦ 【様式7の5】地質調査業者現況報告書

- 管轄する地方整備局等の「確認印を受けた現況報告書」をいいます。**地質調査業者登録を受けている場合は提出してください。**
- 現況報告書の内容が現状と異なる場合は、変更内容に係る登録先からの通知文も提出してください。
- 確認印の無いものは受け付けません。**
- 現況報告書は表紙だけでなく、**副本一式をPDFにして添付**してください。

【地質調査業者現況報告書の見本】

様式第16号（第7条関係） (用紙A4)

地質調査業者現況報告書

地質調査業者登録規程第7条第1項の規定により、次のとおり報告します。
この報告書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

○○地方整備局 6.10.1 確認済	報告者 氏名 （ふりがな） 商号又は名称 （ふりがな） 役員名 （ふりがな） 役職名 （主たる営業所） 見本 （その他の営業所）	令和 年 月 日 年 月 日 資本金額 千円 創業年月日 年 月 日 営業所 所在地 （電話番号） （郵便番号） （主たる営業所） （その他の営業所）
役員の他企業役員との兼務状況		
他に行っている営業又は事業の種類		
<p>記載要領</p> <p>1 「資本金額」の欄は、法人である場合に記載すること。 2 「役員の氏名及び役職名」の欄は、個人の場合は本人及び支配人について記載すること。 3 「営業所」の欄は、本店又は常時地質調査に関する契約を締結する支店若しくは事務所を記載すること。 4 「役員の他企業役員との兼務状況」の欄は、当該役員が他企業の役員を兼務している場合に、その企業名及び役職名を記載すること。</p>		

・**確認印のあるものを添付してください。**
※押印箇所は異なることがあります。

⑧ 【様式 7 の 6】建設コンサルタント現況報告書

- 管轄する地方整備局等の「確認印を受けた現況報告書」をいいます。**建設コンサルタント登録を受けている場合は提出してください。**
- 現況報告書の内容が現状と異なる場合は、変更内容に係る登録先からの通知文も提出してください。
- 確認印の無いものは受け付けません。**
- 現況報告書は表紙だけでなく、**副本一式をPDFにして添付**してください。

【建設コンサルタント現況報告書】

様式第16号（第7条関係） (用紙A4)

建設コンサルタント現況報告書
建設コンサルタント登録規程第7条第1項の規定により、次のとおり報告します。
○○建設コンサルタント現況報告書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

○○地方整備局 6.10.1 確認済	報告者 殿	令和 年 月 日																																																												
<table border="1"> <tr> <td>登録番号</td> <td>建</td> <td>登年月日</td> <td>平成年月日</td> <td>当初登録年月日</td> <td>平成年月日</td> </tr> <tr> <td>(ふりがな) 商号又は名称</td> <td colspan="4"></td> <td>資本金額 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4"></td> <td>創業年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役職名</td> <td colspan="4">営業所</td> </tr> <tr> <td>(ふりがな) 氏名</td> <td>役職名</td> <td>名</td> <td>姓</td> <td>(郵便番号)</td> <td>所在地 (電話番号)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4">(主たる営業所)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4">見本</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4">(その他の営業所)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">役員の他企業役員との兼務状況</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">他に行っている販賣又は事業の種類</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>			登録番号	建	登年月日	平成年月日	当初登録年月日	平成年月日	(ふりがな) 商号又は名称					資本金額 千円						創業年月日	役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役職名		営業所				(ふりがな) 氏名	役職名	名	姓	(郵便番号)	所在地 (電話番号)			(主たる営業所)						見本						(その他の営業所)				役員の他企業役員との兼務状況						他に行っている販賣又は事業の種類					
登録番号	建	登年月日	平成年月日	当初登録年月日	平成年月日																																																									
(ふりがな) 商号又は名称					資本金額 千円																																																									
					創業年月日																																																									
役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役職名		営業所																																																												
(ふりがな) 氏名	役職名	名	姓	(郵便番号)	所在地 (電話番号)																																																									
		(主たる営業所)																																																												
		見本																																																												
		(その他の営業所)																																																												
役員の他企業役員との兼務状況																																																														
他に行っている販賣又は事業の種類																																																														

記載要領

- 「資本金額」の欄は、法人である場合に記載すること。
- 「役員の氏名及び役職名」の欄は、個人の場合は本人及び支配人について記載すること。
- 「営業所」の欄は、本店又は常時建設コンサルタント業務に関する契約を締結する支店若しくは事務所を記載すること。
- 「役員の他企業役員との兼務状況」の欄は、当該役員が企業の役員を兼務している場合に、その企業名及び役職名を記載すること。

電 話 番 号	()	番
F A X 番 号		
取扱 仕 売 所	番 号	

・確認印のあるものを添付してください。
※押印箇所は異なることがあります。

⑨ 【様式 7の7】建築士事務所登録を証する書類

- 建築士法の規定に基づき登録機関が発行する「1級、2級又は木造建築士事務所登録を証明する書類（登録証明書等）」をいいます。**建築設計の資格を希望する場合**（設備設計のみを業とする者は除く）は、**必ず提出**してください。
- 受任者が建築設計を希望する場合は、受任先支店・営業所等の登録通知書の写しを提出してください。
- 建築士事務所登録の有効期限が切れているものは受け付けません。**

【建築士事務所登録証明書の見本】

別記第4号様式

建築士事務所登録証明書

次の通り登録していることを証明します。

令和5年4月10日

○○指定事務所登録機関
一般社団法人○○建築士事務所協会
会長 ○ ○ ○ ○

見本

建築士事務所の名称	株式会社 □□建設
所 在 地	北海道札幌市中央区○条○丁目
開 設 者 氏 名	代表取締役 □□ □□
登 録 番 号	(1)級 北海道知事登録(石)第＊＊＊＊号
登録の有効期限	令和5年12月10日から令和10年12月9日まで
管理建築士氏名	建築士
管理建築士登録番号	第＊＊1234号

どちらでも可

【建築士事務所登録申請書の見本】

副

登録年月日 令和5年12月10日
登録番号 北海道知事登録(石)第＊＊1234号

更新・法人
一級

建築士事務所登録申請書

申請年月日 令和5年12月10日

登録申請者住所 札幌市中央区○条○丁目
登録申請事務所の名称 株式会社 □□建設
登録申請者氏名 代表取締役 □□ □□

令和5年12月1日
この申請書により登録したことを証明する。

○○指定事務所登録機関
一般社団法人○○建築士事務所協会
会長 ○ ○ ○ ○

公印

令和10年12月9日で登録の有効期限が満了しますので、
有効期限満了の日前10日までに更新手続きをしてください。

・申請時点で**許可の有効期間が切れている**ものは受付できません。

・申請時点で**許可の有効期間が切れている**ものは受付できません。

・管轄する登録機関の証明を受けていないものは受付できません。

⑩ 【様式7の8】補償コンサルタント現況報告書

- 管轄する地方整備局等の「確認印を受けた現況報告書」をいいます。**補償コンサルタント登録を受けている場合は提出してください。**
- 現況報告書の内容が現状と異なる場合は、変更内容に係る登録先からの通知文も提出してください。
- 確認印の無いものは受け付けません。**
- 現況報告書は表紙だけでなく、**副本一式をPDFにして添付**してください。

【補償コンサルタント現況報告書の見本】

別記様式第14号（第7条関係）

(用紙A4)

補償コンサルタント現況報告書

補償コンサルタント登録規程第7条第1項の規定により、次のとおり報告します。

登録番号		補一	登録年月日	令和 年 月 日	当初登録年月日	年 月 日									
(ふりがな) 商号又は名称					資本金額 (出資総額)	千円									
法人番号					創業年月日	年 月 日									
役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役職名				営業所											
(ふりがな) 氏名		役職名	名称	(郵便番号)	所在地	(電話番号)									
			(主たる営業所)												
			(その他の営業所)												
役員の他企業役員との兼務状況															
他に行っている営業の種類															
記載要領		<table border="1"><tr><td>電話番号</td><td>()</td><td>番</td></tr><tr><td>取扱い責任者</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>所属氏名</td><td colspan="2"></td></tr></table>					電話番号	()	番	取扱い責任者			所属氏名		
電話番号	()	番													
取扱い責任者															
所属氏名															
1 「法人番号（13桁）」及び「資本金額」の欄は、法人である場合に記載すること。 2 「役員の氏名及び役職名」の欄は、個人の場合には、本人及び支配人について記載すること。 3 「営業所」の欄は、本店又は常時補償業務に関する契約を締結する支店若しくは事務所を記載すること。 4 「役員の他企業役員との兼務状況」の欄は、当該役員が他企業の役員を兼務している場合に、その企業名及び役職名を記載すること。															

・確認印のあるものを添付してください。

※押印箇所は異なることがあります。

⑪ 【様式 7の9】計量証明事業登録証

- ・ 計量法第 107 条に規定される「計量証明事業登録を証明する書類（計量事業登録証）」をいいます。**計量証明を業とする者は、表－10に示す登録証を提出してください。**
- ・ 複数の登録を受けている場合は、各事業の登録証明書をまとめて **1つのPDFにして提出してください。**

表－10 計量証明事業の種類

計量証明事業登録部門
長さに係る計量証明の事業
質量に係る計量証明の事業
面積に係る計量証明の事業
体積に係る計量証明の事業
熱量に係る計量証明の事業
濃度に係る計量証明の事業
音圧レベルに係る計量証明の事業
振動加速度レベルに係る計量証明の事業

【計量証明事業登録証の見本】

計量証明事業登録証

見本

1 登録の年月日	平成 10 年 11 月 1 日
2 登録番号	第*****号
3 氏名又は名称	株式会社 □□測量設計
4 住所	札幌市中央区○条○丁目
5 事業の区分	○○に係る計量証明の事業
6 事業所の所在地	札幌市中央区○条○丁目

上記につき、計量法第 107 条の登録をしたことを証します。

令和 6 年 12 月 1 日

北海道知事 ○○ ○○

公印

・登録部門が複数ある場合は、**まとめて 1つのPDFにして添付してください。**

⑫ 【様式8】建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書

- ・【様式8】建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書の提出が必要な自治体は表－8で確認してください。**※提出が不要な自治体があります。**
- ・「建設業退職金共済組合」、「中小企業退職金共済組合」、「特定退職金共済団体」等に加入している場合は、各団体が発行する加入・履行証明書を提出してください。
- ・建退共に加入しているものの、証紙購入実績がないなどの理由で加入・履行証明書の提出ができない場合は、共済契約者証の表紙をPDFにして提出してください。
- ・加入・履行証明書が提出できない場合で、自社による退職一時金制度がある場合は、それを証明する資料（定款等）を提出してください。

⑬ 【様式 1-1】使用印鑑届

- 【様式 1-1】使用印鑑届の提出が必要な自治体は表-8で確認してください。※提出が不要な自治体があります。
- 申請先により使用する印鑑が異なる場合は、使用印ごとに使用印鑑届を作成してください。
- 使用印の欄に契約の締結等で使用する印鑑を押して提出してください。（印影がぼやけたり、不明瞭なものは不受理となる場合があります）なお、**契約に使用する印鑑は役職名がわかるもの**としてください。
- 【様式 1-1】使用印鑑届は共同審査システムからダウンロードしたものに、実印、使用印をそれぞれ押印してください。**

【使用印鑑届の見本】

【様式1-1】

使 用 印 鑑 届

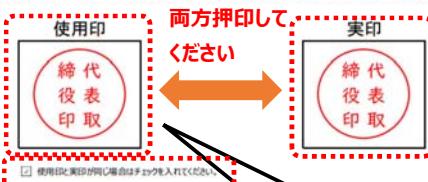
※該当する自治体に○印を記入すること。
入札参加資格申請先団体の長様

石狩・空知	後志	渡島・檜山	胆振・日高	上川	留萌・宗谷	オホーツク	十勝	網走・根室
○ 江別市	○ 小樽市	○ 北斗市	○ 登別市	○ 旭川市	○ 留萌市	○ 北見市	○ 帯広市	○ 鹿追町
○ 恵庭市	○ 真狩村	○ 松前町	○ 伊達市	○ 小平町	○ 網走市	○ 逢更町	○ 鹿追町	○ 鹿追町
○ 北広島市	○ 便越町	○ 稚内町	○ 白老町	○ 直戸野町	○ 沿穂町	○ 網別市	○ 鹿追町	○ 鹿追町
○ 夕張市	○ 二セコ町	○ 木古内町	○ 厚真町	○ 土别町	○ 榛原町	○ 網別町	○ 新得町	○ 鶴居村
○ 遠軽町	○ 京極町	○ 七飯町	○ 日高町	○ 深川市	○ 滝川町	○ 滝川町	○ 滝川町	○ 鶴居村
○ 佐呂見沢市	○ 佐呂見町	○ 仁頃町	○ 薩糸町	○ 仁頃町	○ 津別町	○ 仁別町	○ 白糠町	○ 别海町
○ 香平市	○ 俱知安町	○ 鹿部町	○ 平取町	○ 東神楽町	○ 中頓別町	○ 斜里町	○ 大樹町	○ 中頓別町
○ 深川市	○ 釧内町	○ 森町	○ 新羽町	○ 秋季町	○ 渡里町	○ 渡里町	○ 别海町	○ 別海町
○ 新羅津村	○ 沿村	○ 八雲町	○ 潟川町	○ 上川町	○ 雪富町	○ 小清水町	○ 池田町	○ 鹿追町
○ 南頓別町	○ 余市町	○ 長万部町	○ 桂山町	○ 利尻富士町	○ 利尻富士町	○ 足寄町	○ 足寄町	○ 鹿追町
○ 長沼町	○ 江差町	○ えりも町	○ 美深町	○ 佐呂間町	○ 佐呂間町	○ 浦河町	○ 浦河町	○ 浦河町
○ 東山町	○ 上ノ国町	○ 新ひだか町	○ 上富良野町	○ 浦上町	○ 浦上町	○ 阿寒町	○ 阿寒町	○ 阿寒町
○ 浦臼町	○ 厚岸町	○ 中富良野町	○ 利尻町	○ 西興部村	○ 西興部村	○ 増毛町	○ 増毛町	○ 増毛町
○ 新十津川町	○ 今金町	○ 釧路町	○ 釧路町	○ 増毛町	○ 増毛町	○ 増毛町	○ 増毛町	○ 増毛町
○ 錆育牛町	○ せたな町	○ 舞鶴子府村	○ 舞鶴子府村	○ 増毛町	○ 増毛町	○ 増毛町	○ 増毛町	○ 増毛町
○ 沼田町				大空町				
○ その他支所・事務所								

見本

・システムから出力した日が印字されます。
・ひな形データから作成する場合は**申請日**としてください。

・宛先は変更しないでください。



・印鑑証明書と同じ印を押印してください。

上記の印鑑は、入札見積りに参加し、契約の締結並びに代金の請求及支受領のために使用したいので届出します。

〒 000-0000
所在地 北海道□□市□□区□□丁目
商号又は名称 株式会社 □□建設
代表者職・氏名 代表取締役 □□ □□

・実印を使用印とする場合でも使用印欄は必ず押印してください。

※ 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。「北別市、旭川市、北見市、網走市、美幌町を選択した場合は、水道事業管理者を含む。小樽市を選択した場合は水道事業管理者を含む。」

使用印と実印が同じ場合はチェックを入れてください。

・実印を使用印とする場合は□にチェックを付けてください。

・チェックを付けた場合でも使用印欄は必ず押印してください。

・支店/営業所で申請する場合は、受任者の印（委任状と同じ印）を押印してください。

・契約に使用する印鑑は役職名がわかるものとしてください。

⑯ 【様式 1 3】年間委任状

- ・ 本店の代表者が支店又は営業所の代表者に2年（度）間通じて入札・見積、契約の締結、契約の履行、代金の請求・受領などの**権限を委任する場合は必ず【様式13】年間委任状を提出**してください。
 - ・ 申請先により受任者が異なる場合は、受任者ごとに委任状を作成してください。
 - ・ 年間委任状提出後、本店の代表者（委任者）及び権限を委任された支店又は営業所の代表者（受任者）が変更となった場合などは、変更届出書と一緒に新たな年間委任状を提出してください。
 - ・ 「測量」及び「建築設計」を委任する場合は、**委任先の支店又は営業所が、測量業の登録、建築士事務所登録を受けている必要があります。**

【様式13】年間委任状は共同審査システムからダウンロードしたものに、実印、使用印をそれぞれ押印してください。

【年間委任状の見本】

年間委任状									
令和 7 年 1 月 20 日									
入札参加資格申請先団体の長様									
※該当する自治体に〇印を記入すること。									
石狩・空知	後志	渡島・檜山	胆振・日高	上川	留萌・宗谷	牟婁・夕張	十勝	網走・根室	
江別市	○ 小樽市	北斗市	登別市	旭川市	留萌市	北見市	○ 七飯町	網走市	
恵庭市	○ 美幌町	松前町	伊達市	名寄市	小平町	網走市	音更町	新得町	
北広島市	○ 鹿越町	福島町	白老町	富良野市	羽幌町	豊頃町	鹿追町	柳琴町	
夕張市	○ 二セコ町	木古内町	厚真町	士別市	稚内市	興部町	新得町	朝日村	
勇見沢市	○ 宗谷町	七飯町	日高町	鹿追町	浜頓別町	津別町	茅室町	白糠町	
赤平市	○ 俄知安町	鹿部町	平取町	東神楽町	中頓別町	斜里町	大樹町	別海町	
深川市	○ 駒内町	森町	新壯村	比布町	桂町	清里町	幕別町	中標津町	
新得津村	○ 治村	八雲町	浦河町	上川町	雷倉町	小清水町	泊田町	樺津町	
南幌町	○ 余市町	長万部町	様似町	東川町	利尻富士町	洞爺湖町	足寄町	羅臼町	
長沼町		江差町	えりも町	美幌町		佐呂間町			
栗山町		上ノ国町	新ひだか町	上富良野町		浦河町			
浦臼町		厚沢部町		中富良野町		西興部村			
新十津川町		今金町		釧路町		豊浦町			
林西牛町		せたな町		音威子府村		雄武町			
沼田町				中川町		大空町			

私は、次の者を受任者（入れ等にかかる代理人）と定め、令和7・8年度競争入札参加資格の有効期間内において、入札参加資格申請先団体の長との間に行う下記の権限を委任します。

<p>■委任事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 見積又は入札に関する一切の権限 契約の締結及び契約に定める関係書類に関する一切の件 業務の履行及び契約の履行に関する一切の件 入札保証及び契約保証に関する一切の件 代金(前払金を含む)及び保証金の請求に関する一切の件 代金(前払金を含む)及び保証金の受領に関する一切の件 復代理人の選任に関する一切の件 共同企業体の結成に関する一切の件 その他契約に関する一切の件 	<p>■委任者</p> <p>見本 = 〇〇〇,0000</p> <p>所在地 北海道○〇市○〇区△丁目</p> <p>商号又は名称 株式会社 □□建設</p> <p>代表者職・氏名 代表取締役 □□ □□</p> <p>■私(受任者)は委任されることを承諾します。</p> <p>〒 111-1111</p> <p>所在地 北海道○〇市△丁目△番地</p> <p>支店又は 営業所名 ○〇支店</p>
---	---

* 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。(江別市、旭川市、北見市、網走市、美幌町を選択した場合は、水道事業管理者を含む。小樽市を選択した場合は水道事業者並びに北海道管内各市町村を含む。)

- ・システムから出力した日が印字されます。
- ・ひな形データから作成する場合は**申請日**としてください。

・宿泊料金を支払ってください

・印鑑証明書と同じ印を押印してください

- 支店又は営業所名には商号は含めないでください

・受任者の使用印を押印してください。

⑯ 【様式14】競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状

- 行政書士の方が**代理申請される場合は、システム利用登録時に【様式14】競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状が必要となります。**
- 委任者の押印が必要です。**印鑑証明書と同じ印を押印してください。

[【様式14】代理人の委任状のひな形データ（Excel形式）はポータルサイトからダウンロードできます。](#)

【代理人の委任状の見本】

【様式14】

競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状

令和 7年 1月 20日

代理人

行政書士 氏名 ○○行政書士事務所 ○○ ○○
(代理人が行政書士法人の場合は、法人名の後に行政書士氏名を記載してください。)

登録番号 第 ***12345 号
〒 ****-****

事務所所在地 北海道札幌市中央区○条○丁目○番地

私は、上記の者を代理人と定め、競争入札参加資格認定の申請(又は変更届等)における下記の事項に関する権限を委任します。

見本

1 申請書類を作成(行政書士法第1条の2第1項)するための以下の事項
・申請書類の作成に関する一切の件

2 上記1の書類の提出(電磁的記録にあっては申請書類等の送受信。以下同じ)を代理(行政書士法第1条の3第1項)するための以下の項目
・申請書類の提出を代理する件
・申請書類の補正を代理する件
・申請に当たって、申請内容を説明又は弁明する件
・申請を取り下げ又は撤回する件
・提出した申請書に関する通知等をシステムにより受領する件

委任者

〒 ****-****

所在地 北海道札幌市中央区○条○丁目

商号又は名称 株式会社 ○○建設

代表者職・氏名 代表取締役 ○○ ○○

印

・印鑑証明書と同じ印を押印してください。

⑯ 【様式15】法定保険加入状況一覧表

- 【様式15】法定保険加入状況一覧表の提出が必要な自治体は表－8で確認してください。**※提出が不要な自治体があります。**
- 【様式15】法定保険加入状況一覧表とともに、加入状況が確認できる書面（納付書・領収書、標準月額決定通知書、概算・確定保険料申告書、被保険者資格取得確認通知書などのいずれか）を提出してください。

[【様式15】法定保険加入状況一覧表のひな形データ（Excel形式）はポータルサイトからダウンロードできます。](#)

法定保険加入状況一覧表				
商号又は名称				
法定保険の種類		加入状況	事業所の登録番号等	未加入の場合の理由
社会保険	健康保険	加入・未加入		
	厚生年金保険	加入・未加入	見本	
労働保険	雇用保険	加入・未加入		
	労働者災害保険	加入・未加入		

注 1 「加入状況」欄は、加入又は未加入に○を付すこと。
2 「事業所の登録番号等」欄には、当該法定保険に係る主務官庁等から付与された番号等を記載すること。
3 「未加入の場合の理由」欄には、未加入の理由を具体的に記載すること。また、加入該当事業所ではない場合は、その旨を記載すること。
4 「加入状況」欄中「加入」に○を付した保険について、それぞれ加入状況が確認できる書面（納付書・領収書、標準月額決定通知書、概算・確定保険料申告書、被保険者資格取得確認通知書など）を提出すること。

・法定保険に加入している場合は、様式15の他に、
加入状況が確認できる書面※もPDFにして別途
添付してください。

※納付書・領収書、標準月額決定通知書、概
算・確定保険料申告書、被保険者資格取得確
認通知書などのいずれか

⑯ 【様式 16】社会保険等適用除外申出書

- 【様式 16】社会保険等適用除外申出書の提出が必要な自治体は表－8で確認してください。※**提出が不要な自治体があります。**
- 設計等業務の資格を希望する申請者のうち、社会保険等の加入状況が「適用除外」に該当する方は、申請時点において健康保険・厚生年金保険・雇用保険の規定による届出義務が無いことを証するため、**【様式 16】社会保険等適用除外申出書**に理由等を記載のうえ提出してください。

[**【様式 16】社会保険等適用除外申出書（Excel形式）のひな形データはポータルサイトからダウンロードできます。**](#)

【社会保険等適用除外申出書の見本】

【様式16】

社会保険等適用除外申出書

入札参加資格申請先団体の長 様

次の理由により、社会保険又は雇用保険の届出義務のないことを申し出ます。
また、申出の内容を確認するため、入札参加資格申請先団体が他の官公署等に照会を行うことについて承諾します。

【社会保険】 健康保険 厚生年金保険

1. 従業員5人未満の個人事業所であるため。
2. 従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所のため。
3. その他

注1 届出義務のない保険の種類をチェックし、該当する番号を○で囲むこと。
注2 その他を選択した場合は、関係機関に問い合わせを行った上でその理由を記載すること。
(例)〇年〇月〇日に〇〇年金事務所に確認し、△△により適用除外となる。

【雇用保険】

1. 役員のみの法人であるため。
②その他

6年12月1日に〇〇ハローワークに確認し、〇〇により適用除外となる。

注1 該当する番号を○で囲むこと。
注2 その他を選択した場合は、関係機関に問い合わせを行った上でその理由を記載すること。
(例)〇年〇月〇日に〇〇ハローワークに確認し、△△により適用除外となる。

令和 7 年 1 月 20 日

〒 000-0000

所在地 北海道札幌市中央区〇条〇丁目

商号又は名称 株式会社 北海道〇〇建設

代表者職氏名 代表取締役 建設 太郎

※ 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。(江別市、旭川市、北見市、網走市、美幌町を選択した場合は、水道事業管理者を含む。小樽市を選択した場合は水道事業管理者と病院事業管理者を含む。)

宛先は変更しないでください。

申請日としてください。

押印は不要です。

⑯ 【様式17】資本関係・人的関係調書

- 次に示す“**資本関係・人的関係がある場合**”に該当する場合は【様式17】資本関係・人的関係調書を**必ず提出**してください。資本関係・人的関係がない場合はシステムで自動作成されますので**作成・提出は不要です。**

■資本関係又は人的関係がある場合とは次の関係にある者をいいます。

1) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- (1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（2）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（2）において同じ。）の関係にある場合
- (2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（1）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (ア)会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (1)会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (ウ)会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (イ)会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないことされている取締役
 - （イ）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - （ウ）会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないことされている社員を除く。）
 - （エ）組合の理事
 - （オ）その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者
 - (2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
 - (3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- ・入札参加者間に入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、公正な入札の執行の観点等から、一定の制限を加える必要があるため、【様式17】資本関係・人的関係調書に必要事項を記入して提出してください。

[【様式17】資本関係・人的関係調書のひな形データ（Excel形式）はポータルサイトからダウンロードできます。](#)

【資本関係・人的関係調書の見本】

【様式17】 資本関係・人的関係調書																																																																																															
<p>令和7年1月20日 〒 000-0000</p> <p>所在地 北海道□□市□□区△丁目 商号又は名称 株式会社 □□建設 代表者職氏 □□取締役 □□ □□</p> <p>申請日現在、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する地方自治体への入札参加資格審査申請において、参加する地方自治体すべての中における自社と他の申請者との資本関係又は人的関係は、次のとおりです。 記</p> <p>1. 協議会参加地方自治体すべての中における他の競争入札参加資格審査申請者（資格者）と [あり] ・ [なし] の資本関係又は人的関係</p> <p>2. 資本関係がある他の申請者（資格者）</p> <p>(1)親会社等の関係にある他の申請者（資格者）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録番号</th> <th>商号又は名称</th> <th>所在地(市町村名)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(2)子会社等の関係にある他の申請者（資格者）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録番号</th> <th>商号又は名称</th> <th>所在地(市町村名)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(3)親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある他の申請者（資格者）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録番号</th> <th>商号又は名称</th> <th>所在地(市町村名)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>※(3)に係る親会社等については建設業者・申請者（資格者）に該当しない。</p> <p>3. 人的関係がある他の申請者（資格者）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">登録番号</th> <th rowspan="2">商号又は名称</th> <th rowspan="2">所在地(市町村名)</th> <th colspan="3">基準に該当する者</th> </tr> <tr> <th>氏名</th> <th>自社役職名</th> <th>他社役職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>注1 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。（江別市、旭川市、北見市、網走市、美幌町を選択した場合は、水道事業管理者を含む。小樽市を選択した場合は水道事業管理者と病院事業管理者を含む。）</p> <p>注2 この調書は、資本関係・人的関係の有無に関わらず提出すること。</p> <p>注3 申請者は、自社と資本関係又は人的関係にある他社の北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する地方自治体（以下、「協議会参加地方自治体」という。）への入札参加資格審査申請又は名簿登録状況を申請者自身が確認した上で、記載すること。（申請について不明な場合はすべての会社を記載すること。）</p> <p>注4 1で「なし」に○印を記入した場合は、2又は3の欄に記載する必要はないこと。</p> <p>注5 2又は3の欄は、申請者から見た関係（「親会社等」、「子会社等」、「親会社等と同じくする子会社等同士の関係のある者」）を記載すること。なお、記入欄が足りないときは、適宜記入欄を追加した上で記載すること。</p> <p>注6 「所在地(市町村名)」について、道内の資格者は「本店が存する市町村名」を、道外の資格者は、「本店が存する都府県名及び市町村名」を記載すること。</p> <p>注7 当該調書を提出後、上記内容に変更が生じた場合には、速やかに「競争入札参加資格審査申請書変更届」に当該調書及びそれを証する書類を添えて提出すること。</p> <p>注8 この調書に記載された事項が事実と相違することが明らかになった場合には、協議会参加地方自治体の規定に基づき参加停止等の措置を行うことがあること。</p>			登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	備考																	登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	備考																	登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	備考																	登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	基準に該当する者			氏名	自社役職名	他社役職名																								
登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	備考																																																																																												
登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	備考																																																																																												
登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	備考																																																																																												
登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	基準に該当する者																																																																																												
			氏名	自社役職名	他社役職名																																																																																										
<p>・申請日としてください。</p> <p>・押印は不要です。</p> <p>・宛先は変更しないでください。</p> <p>・登録番号の記入は不要です。</p>																																																																																															

(19) 【様式 18】印鑑証明書

- 【様式 18】印鑑証明書の提出が必要な自治体は表－8で確認してください。**※提出が不要な自治体があります。**
- 令和 6 年 9 月 1 日以降に発行されたものに限ります。**

(20) 【様式 19】決算書（財務諸表）

- 【様式 19】決算書（財務諸表）の提出が必要な自治体は表－8で確認してください。**※提出が不要な自治体があります。**
- 審査基準日**直近の 1 事業年度分**を提出してください。
- 申請者が法人の場合は、損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書及び注記表（消費税に係る処理方針が確認できるものを添付すること）を提出してください。
- 申請者が個人事業主の場合は、次の書類を提出してください。
ア 青色申告書を出した方…確定申告書、資産負債調及び損益計算書
イ その他の方…確定申告書、営業収支の状況が明示されている書類

(21) 【様式 20】納税証明書

- 【様式 20】納税証明書の提出が必要な自治体は表－8で確認してください。**※都道府県税、市町村税は提出が不要な自治体があります。**
- 令和 6 年 9 月 1 日以降に発行されたものに限ります。**

納税証明書の種類

1) 国税

- 証明が必要な税目は、**消費税及び地方消費税**です。
- 税務署が発行したもの**を提出してください。
- 納税証明書交付請求書中の証明書の種類は、申請者が**個人事業主の場合は「その 3 の 2」**、申請者が**法人の場合は「その 3 の 3」**となります。請求方法は次のとおりです。

① 窓口で交付請求をする場合

請求窓口に備付けの交付請求書により請求してください。なお、事前に国税庁ホームページから交付請求書をダウンロードすることができます。

<http://www.nta.go.jp>

② オンラインで交付請求をする場合

自宅等のパソコンから**インターネットで交付請求し、税務署窓口で証明書を受け取ることができます。**窓口での待ち時間が短縮され、手数料も安価となります。

国税電子申告・納税システム（e-Tax）による**電子納税証明書を請求する場合は、PDF形式を選択し、ダウンロードした電子納税証明書（PDF）を提出してください。**

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

2) 都道府県税

- ア 本店が所在する都道府県に対し、**納税義務のある全ての税目**について滞納がないことの証明書を提出してください。
- イ 受任者がいる場合は、申請者（本店）と受任者（支店・支所等）が所在するそれぞれの都道府県の証明書を提出してください。

3) 市町村税（特別区にあっては都税）

- ア 本店が所在する市区町村に対し、**納税義務のある全ての税目**について滞納がないことの証明書を提出してください。
- イ 受任者がいる場合は、申請者（本店）と受任者（支店・支所等）が所在するそれぞれの市町村の証明書を提出してください。

㉚ 【様式21】営業所一覧

- ・ 【様式 2 1】営業所一覧の提出が必要な自治体は表－8で確認してください。※提出が不要な自治体があります。
 - ・ 北海道内に本店・支店・営業所等を有する場合は、【様式 2 1】に名称、住所、電話番号、FAX番号を記入してください。

【様式2-1】営業所一覧表のひな形データ（Excel形式）はポータルサイトからダウンロードできます。

㉓ 【様式 組-1】組合構成員名簿

- ・【様式 組-1】組合構成員名簿の提出が必要な自治体は表-8で確認してください。**※提出が不要な自治体があります。**
- ・【様式 組-1】組合構成員名簿には**組合構成員全員**について、次の事項を記載してください。
 - ア 商号又は名称
 - イ 代表者氏名
 - ウ 所在地

[【様式 組-1】組合構成員名簿のひな形データ（Excel形式）はポータルサイトからダウンロードできます。](#)

㉔ 【様式 組-2】官公需適格組合証明書

- ・【様式 組-2】官公需適格組合証明書の提出が必要な自治体は表-8で確認してください。**※提出が不要な自治体があります。**
- ・申請する自治体が【様式 組-2】官公需適格組合証明書の提出を求めている場合で、経済産業局長から官公需に係る適格組合証明を受けている場合は写しを提出してください。

㉕ 【様式 組-3】定款または寄付行為

- ・【様式 組-3】定款または寄付行為の提出が必要な自治体は表-8で確認してください。**※提出が不要な自治体があります。**
- ・申請する自治体が【様式 組-3】定款または寄付行為の提出を求めている場合で、申請者が協同組合等の場合は「定款」又は「寄付行為」の写しを提出してください。

8. 個別書類作成の注意事項

- ・ 入札参加資格の申請にあたり、個別書類が必要な自治体の一覧と注意事項を表－10に示します。申請の際は、注意事項をよくご確認のうえ提出してください。

表－10 個別書類一覧（1／9）

個別書類		提出にあたっての注意事項
江別市	① 江別市税の納税証明書	江別市に納めるべき税がある場合のみ、未納がないという証明書（市税全税目）を提出してください。市役所本庁舎1階10番窓口で発行します。（法人の場合、発行申請には代表者印又は受任者印が必要となります。）令和6年9月1日以降に発行されたものに限ります。
	② 江別市が発行する営業証明書	本店又は受任先が江別市内にある場合（所在地変更により江別市内になる場合も含みます。）に、江別市発行のものを提出してください。受任先が江別市内の場合は、本店の営業証明書ではなく、受任先の営業証明書（所在地が江別市となっているもの）を提出してください。 個人事業主又は法人市民税の非課税団体は、提出不要です。 令和6年9月1日以降に発行されたものに限ります。 市役所本庁舎1階10番窓口で発行します。 営業証明書が発行されるためには、江別市の市民税課に法人設立（設置）届出書が提出されている必要があります。
	③ 社屋写真	本店又は受任先が江別市内にある場合（所在地変更により江別市内になる場合も含みます。）に提出してください。 令和6年9月1日以降に撮影したものに限ります。 枚数は2枚とし、1枚は社屋の全景が分かるもの、もう1枚は看板等の会社名が確認できるものとします。
恵庭市	① 営業証明書	個人経営の場合
	② 恵庭市税の納税証明書	恵庭市に納めるべき市税がある申請者は、完納証明書（市税に滞納がないことの証明）を提出してください。（恵庭市市内に居住する従業員の住民税を特別徴収している場合も提出が必要です） 請求は市役所本庁舎1階 17 番税証明発行窓口で行ってください。
北広島市	① 北広島市税の納税証明書	北広島市に納税義務のある申請者は、受任等の有無にかかわらず、北広島市税を滞納していないことの証明を提出して下さい。
	② 営業証明書	北広島市内に本店以外の事業所を置く法人の申請者のみ提出してください。
	③ 北広島市内営業所等一覧	北広島市内に本店以外の事業所を置く法人の申請者のみ提出してください。
岩見沢市	① 営業所に係る調査票	岩見沢市外に本店を有するものが岩見沢市の営業所等に契約締結等の権限を委任し、準市内認定を受ける際に提出してください。（岩見沢市様式-2）
	② 岩見沢市建設工事等競争入札参加資格審査申請業種一覧表	測量・建設コンサルタント等業務を希望する場合に岩見沢市様式-1「岩見沢市建設工事等競争入札参加資格審査申請業種一覧表」の希望申請欄へ「○」を付して、必ず提出してください。（建設工事を申請する場合は同一のもの） 本表は、共同資格審査の設計等または業務委託の業種区分のうち、申請者（受任者がある場合は受任者）において希望する業務区分を把握するための書類です。 ※業務委託（道路除雪、施設保全管理（道路・河川維持、漏水調査、埋設管渠調査・清掃、公園・街路樹等管理、敷地内草刈等維持管理、敷地等除雪、上水道施設維持管理、下水道施設維持管理）、区画線設置業務）を希望する方は道路清掃で申請してください。 ※区画線設置業務を申請する場合は、建設工事の「塗装」も合わせて申請してください。
	③ 岩見沢市税の納税証明書	岩見沢市に納めるべき税がある場合のみ、未納がないという証明を提出してください。

表－10 個別書類一覧（2／9）

	個別書類		提出にあたっての注意事項
赤平市	①	納稅状況確認書	市内業者のみ提出してください。（赤平市税務課窓口で発行）
	②	希望部門調書	道路清掃、除雪を希望する場合は道路清掃で申請し、赤平市個別様式「希望部門調書」の希望する細別部門に「○」を付して提出してください。
深川市	①	深川市内に有する支店等調	市外業者で市内業者登録を希望する場合のみ提出。 深川市内に本社・本店以外の支店等を有する深川市税（法人市民税等）の申告者の場合は、「深川市内に有する支店等調」に支店等の内外の写真を添付して提出してください。
南幌町	①	納稅確認同意書	委任状を提出する場合でも本社の法人名等をご記載いただき、本社実印を押印願います。また、代表者住所は会社住所ではなく、代表者住所をご記載ください。南幌町に事業所がない場合も提出が必要です。
長沼町	①	長沼町税の納稅証明書	長沼町の市町村税を納めている場合は、長沼町が発行する納稅証明書を提出してください。
新十津川町	①	誓約書兼承諾書	新十津川町の測量・建設コンサルタント等業務を希望する方は、新十津川町個別様式「誓約書兼承諾書」を必ず作成し提出してください。
沼田町	①	1年以上前から営業を行っていたことの証明書	地質調査、土木設計を希望するもので、地質調査業者登録、建設コンサルタント登録を受けていない場合、又は、登録を受けてから1年未満の場合には、1年以上前から営業を行っていたことを証する契約書、請書などを提出してください。 技術資料、道路清掃、除雪、造林を希望するもので、申請者が個人のときは、1年以上前から営業を行なっていたことを証する契約書、請書などを提出してください。
	②	希望部門調書	道路清掃、除雪、造林を希望する場合は道路清掃で申請し、沼田町個別様式「希望部門調書」の希望する細別部門に「○」を付して提出してください。
石狩東部広域水道企業団	①	希望部門調書	計量証明、土地家屋調査、不動産鑑定を希望する場合は技術資料で申請し、石狩東部広域水道企業団個別様式「希望部門調書」の希望する細別部門に「○」を付して提出してください。
小樽市	①	小樽市税に滞納がないことの証明書	小樽市内に本支店等がある場合、又は小樽市居住の従業員を雇用し、市道民税を給与から特別徴収している場合等、小樽市に納稅（納入）義務がある申請人は必ず提出をしてください。 証明書は請求書に記入する住所（所在）、氏名（名称及び代表者名）ごとに発行されますので、小樽市に納稅義務がある本社・支社・営業所等ごとに請求してください。 請求は小樽市財政部資産税課（窓口20番）又は市民税課（窓口22番）（市役所別館2階）において行ってください。 法人の場合、申請には代表者印が必要です。代表者印を押印できない場合は委任状が必要です。

表－10 個別書類一覧（3／9）

個別書類		提出にあたっての注意事項
島牧村	① 希望部門調書	道路清掃、除雪・排雪を希望する場合は道路清掃で申請し、島牧村個別様式「希望部門調書」の希望する細別部門に「〇」を付して提出してください。
蘭越町	① 希望部門調書	道路清掃、除雪、造林を希望する場合は道路清掃で申請し、蘭越町個別様式「希望部門調書」の希望する細別部門に「〇」を付して提出してください。
ニセコ町	① 希望部門調書	道路清掃、水道調査等、システム・設備保守、造林、除雪、その他委託を希望する場合は道路清掃で申請し、ニセコ町個別様式「希望部門調書」の希望する細別部門に「〇」を付して提出してください。
岩内町	① 保有機械一覧表等（任意）	道路清掃・除雪・下水道管渠維持を希望する場合は、建設機械等を保有していることを証する書類として保有機械一覧表（任意様式）を提出すること。
	② 機械操作職員一覧表等（任意）	道路清掃・除雪・下水道管渠維持を希望する場合は、建設機械等を操作することができる免許等を有する職員名簿等（任意様式）を提出すること。
	③ 下水道処理施設維持管理業者登録通知書の写し	下水道処理施設の維持管理を希望する場合、下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年7月9日建設省告示第1348号）に係る登録通知書の写しを提出すること。
	④ 希望部門調書	道路清掃、除雪、下水道維持を希望する場合は道路清掃で申請し、岩内町個別様式「希望部門調書」の希望する細別部門に「〇」を付して提出してください。
余市町	① 余市町が発行する下水道受益者負担金納付状況書	本店又は受任先が余市町内にある場合に、余市町役場下水道課で発行されるものを提出してください。
	② 余市町税の納税証明書	本店又は受任先が余市町内にある場合、又は余市町に納税等の義務がある場合は、余市町役場税務課で発行されるものを提出してください。
森町	① 営業証明書	※個人事業主の方のみ対象となります。 申請時3か月以内に市区町村長発行のもの。（営業証明書が発行されない場合及び業種（事業内容）が記載されていない場合は、希望する業種の営業を証する書類（業種の取扱いを証する契約書、請書、請求書（控）、納品書（控）等の写し）森町の場合、税務課で発行。
	② 希望部門調書	道路清掃、その他設計（情報システム設計除く）を希望する場合は道路清掃で申請し、森町個別様式「希望部門調書」の希望する細別部門に「〇」を付して提出してください。
八雲町	① 八雲町税の納税証明書	本店又は受任先が八雲町内にある場合、未納がないことの証明書を提出してください。
せたな町	① 納税に関する調査同意書（代表者または受任者）	町内業者のみ提出してください。
登別市	① 市税等納付状況調査同意書	委任登録する場合も本店の情報を記載してください。登別市に事業所がない場合も提出が必要です。入札参加業者選定時等必要に応じて調査を行う場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
	② 適格請求書発行事業者の登録通知書の写し等	登録を受けている場合のみ提出が必要です。適格請求書の登録番号のわかるもの。登録を受けていない場合でも申請は可能です。

表－10 個別書類一覧（4／9）

個別書類			提出にあたっての注意事項
伊達市	① 伊達市税納税調査承諾書	伊達市に納税義務がある場合は、伊達市個別様式「伊達市税納税調査承諾書」を提出してください。本書を提出した場合、伊達市市民課（窓口①）または大滝総合支所で発行する納税証明書（完納証明書）の提出は不要です。	
白老町	① 納税状況確認同意書	白老町税の納税義務がある場合のみ、白老町様式「納税状況確認同意書」を提出してください。その際、白老町税納税証明書の添付は不要です。	
	② 希望部門調書	「道路清掃」「造林」を希望する場合は道路清掃で申請し、「希望部門調書」の希望する細別部門に「○」をつけて提出してください。	
日高町	① 役員名簿	法人の場合は登記事項証明書の「役員に関する事項」に記載のある監査役以外の者について記入してください。委任を行う場合は、委任先の代表者（営業所長等）の情報も記入してください。※委任先の代表者が役員ではない場合でも必要になります。 個人の場合は、個人事業主について記入してください。 住所については住民票に記載のある住所を記入してください。	
平取町	① 同意書	町税等の納付確認の同意書 ※平取町への納税義務がある申請者のみ必要。	
新冠町	① 希望部門調書	道路清掃、除雪、造林を希望する場合は道路清掃で申請し、新冠町個別様式「希望部門調書」の希望する細別部門に「○」を付して提出してください。	
浦河町	① 納税状況確認承諾書	本店または受任先が浦河町にある場合、または浦河町に納税等の義務がある場合は、浦河町様式1「納税状況確認承諾書」を提出してください。	
えりも町	① 暴力団排除条例に関する役員名簿	受任者がいる場合、本社の役員名簿ではなく受任者の住所、氏名、生年月日が必要です。	
	② 従業員名簿	技術者以外の従業員の名簿を提出してください。（町内業者のみ）	
	③ 技術資料希望部門調書	水質検査、漏水調査、アスベスト含有調査を希望する場合は技術資料で申請し、えりも町個別様式-1「技術資料希望部門調書」の希望する細別部門に「○」を付して提出してください。	
	④ 道路清掃希望部門調書	道路清掃、施設清掃、産業廃棄物運搬、管渠清掃、浄化施設管理を希望する場合は道路清掃で申請し、えりも町個別様式-2「道路清掃希望部門調書」の希望する細別部門に「○」を付して提出してください。	
新ひだか町	① 競争入札参加希望業務・部門調書	新ひだか町個別様式 1「競争入札参加希望業務・部門調書」を必ず提出してください。（希望する業種の種類にかかわらず、申請する方すべて提出が必要）	
	② 審査基準日現在においてその事業を営んでいることを証する書類	審査基準日現在において、その事業を営んでいることの証する書類（営業証明書又は基準日前に履行した業務の契約書等の写し） なお、共通書類において現況報告書又は登録通知書の写しを提出し、その登録の有効期間の始期が基準日前である場合は提出不要です。 ※ 登録の有効期間の始期が基準日以降である場合は、更新前の通知書の写しを提出してください。	

表－10 個別書類一覧（5／9）

個別書類		提出にあたっての注意事項
新ひだか町	③ 直前1か年度の決算期の間において、希望する業種の売上高があつたことを証する書類	<p>審査基準日の直前1か年度の決算期の間において、希望する業種の売上高があつたことを証する以下のいずれかの書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履行（完了）した業務に係る契約書等の写し ※主なもの1件 ・測量法第55条の8の規定に基づく書類の写し ・建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書の写し <p>なお、共通書類において現況報告書の写しを提出し、その内容で確認できる場合は提出不要です。</p>
	④ 納税の猶予許可通知書等の写し ※納税証明書（滞納がない旨の証明書）が提出できない場合	<p>新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条の規定により読み替えて適用する国税通則法第46条第1項の規定によりその納税を猶予されたもの、又は、地方税法附則第59条第1項の規定によりその徴収を猶予されたものがあり、「<u>滞納がない旨の証明書</u>」等の提出ができない場合は、<u>国税等の納付の猶予の特例が認められていることが確認できる下記の書類等に代えることができます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 納税の猶予許可通知書の写し (2) 猶予制度の適用を受けていることがわかる納税証明書 <p>上記の納税証明書等に特例措置を受けている旨の付記書き等が無いなど、特例措置の適用を受けていることが確認できない場合は、(1)・(2)の両方の書類、その他特例措置の適用が確認できる書類を提出していただく場合がありますので、留意してください。</p>
旭川市	① 設備設計登録意向書	<p>建築設計に申請する方で、設備設計への申請を希望する場合は旭川市様式5「設備設計登録意向書」を提出してください。 当該様式の添付がない場合は建築設計のみの申請として扱います。</p>
土別市	① 市税等の滞納がないことの誓約書兼納税状況確認同意書	土別市内に本店・支店がある場合、又は、土別市に納付義務のある場合は「市税等の滞納がないことの誓約書兼納税状況確認同意書」を提出してください。本書を提出した場合は市税に係る納税証明書の提出は不要です。
上富良野町	① 納税状況確認同意書	上富良野町独自様式「納税状況確認同意書」を提出してください。
	② 適格請求書発行事業者（インボイス）登録確認書	上富良野町独自様式「適格請求書発行事業者（インボイス）登録確認書」をインボイスの登録状況を確認するため提出してください。
音威子府村	① 希望部門調書	道路清掃、造林を希望する場合は道路清掃で申請し、音威子府村個別様式「希望部門調書」の希望する細別部門に「○」を付して提出してください。
中川町	① 希望部門調書	道路清掃、除雪、造林を希望する場合は道路清掃で申請し、中川町個別様式「希望部門調書」の希望する細別部門に「○」を付して提出してください。
留萌市	① 留萌市税の納税証明書	留萌市税を課税されている法人又は個人事業主は、本店の所在地に関わらず、留萌市税の納税証明を提出してください。
	② 都税の納税証明書	特別区に本店がある場合、都税の納税証明を提出してください。
	③ 同意書	留萌市に納入すべき納入金（市税外使用料等）がある場合、提出してください。
小平町	① 小平町税の納税証明書	小平町に納めるべき税がある場合のみ、未納が無いという証明書を提出してください。
	② 希望部門調書	道路清掃、業務委託、草刈、施設維持管理を希望する場合は道路清掃で申請し、小平町個別様式-1「希望部門調書」の希望する細別部門に「○」を付して提出してください。

表－10 個別書類一覧（6／9）

個別書類		提出にあたっての注意事項
稚内市	① 稚内市公有財産（土地・建物）賃貸契約状況申告書及び同意書	契約の有無に関わらず必要です。
浜頓別町	① 浜頓別町個別様式－1 希望部門調書	必須提出とし、役務を希望しない場合は「なし」で報告してください。
枝幸町	① その他業務等入札参加資格審査申請書付表（独自様式）	<p>町内に事業所を置く業者のみ該当</p> <p>造林、町道等維持管理、道路清掃、側溝・管渠等清掃、町道除排雪、公共施設等除雪、公園施設等管理、道路路肩草刈等、町有地草刈、量水器取替、選挙ポスター掲示板を希望する場合は道路清掃で申請し、「その他業務等入札参加資格審査申請書付表」を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 資格における要件 <ul style="list-style-type: none"> ・町道等維持管理業務は、土木工事業の許可を有し、土木施工管理技士又は建設機械施工技士を有している者が技術者名簿に登録されていること。 ・公園施設等管理業務は、造園施工管理技士を有している者が技術者名簿に登録されていること。 ・量水器取替業務委託は、管工事業の許可を有し、枝幸町指定給水装置工事事業証の交付を受けていること。
北見市	① 北見市建設工事等競争入札参加資格審査申請書・申請業種一覧表	<p>設計等または業務委託を希望する方は、北見市個別様式1「北見市建設工事等競争入札参加資格審査申請書・申請業種一覧表」の係る希望申請欄へ「○」を付して、必ず提出してください。</p> <p>本表は、共同資格審査の設計等または業務委託の業種区分のうち、申請者（受任者がある場合は受任者）において希望する詳細な業務区分を把握するための書類です。</p>
	② 準市内業者登録申請書	<p>本店は北見市外にあるが、北見市内に支店、支社又は営業所等を有し、従業員を雇用して営業活動を行っており、認定要件を満たした場合は、準市内業者として登録できます。準市内業者としての登録認定を希望される場合は、「準市内業者登録申請書」と下記の書類を合わせて 1つのPDFにして 提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支店等の外観及び内観の写真 ・支店等の開設時期を確認できる登記簿の写し又は同等の書類 ・支店等の法人市民税の納税証明書
	③ 適格請求書発行事業者（インボイス制度）登録番号申告書	適格請求書発行事業者（インボイス）の登録の有無等について、該当する箇所に「○」を付して、必要事項を記入してください。
網走市	① 網走市税に関する申立書	網走市に納税義務がない場合は、網走市独自様式「網走市税に関する申立書」を提出してください。
	② 網走市税の納税証明書	本店は網走市外にあるが、網走市に納税義務がある場合は、網走市が発行する「市税納税証明書」を提出してください。
	③ 準市内業者登録申請書及び閲覧承諾書	本店は網走市外にあるが、網走市内に支店、支社又は営業所等を有し、従業員を雇用して営業活動を行っている場合は、準市内業者として登録できます。準市内業者としての登録を希望される場合は、網走市独自様式「準市内業者登録申請書及び閲覧承諾書」を提出してください。

表－10 個別書類一覧（7／9）

個別書類		提出にあたっての注意事項
紋別市	① 希望部門調書	道路清掃、造林を希望する場合は道路清掃で申請し、紋別市個別様式-1「希望部門調書」の希望する細別部門に「〇」を付して提出してください。
美幌町	① 納税状況確認同意書	美幌町税の支払い義務がある場合のみ、美幌町独自様式「納税状況確認同意書」を提出してください。
	② 納税猶予に関する証明書類	納税猶予中の場合は、その証明書類を提出してください。
斜里町	① 納付状況確認書	町外業者であっても必ず提出してください。
小清水町	① 希望部門調書	道路清掃、除雪・排雪、造林、施設の清掃、警備業務を希望する場合は道路清掃で申請し、小清水町個別様式「希望部門調書」の希望する細別部門に「〇」を付して提出してください。
滝上町	① 希望部門調書	道路清掃、管路清掃、下水道施設維持管理業務、公共施設維持管理業務を希望する場合は道路清掃で申請し、滝上町個別様式「希望部門調書」の希望する細別部門に「〇」を付して提出してください。
西興部村	① 希望部門調書	道路清掃、造林を希望する場合は道路清掃で申請し、西興部村個別様式-1「希望部門調書」の希望する細別部門に「〇」を付して提出してください。
雄武町	① 納付状況確認書	雄武町税の支払い義務がある場合のみ、雄武町別記様式「納付状況確認書」を提出してください。
帯広市	① 帯広市税の納税証明書	帯広市内に本支店がある場合は、帯広市が発行する完納証明書（滞納がないことの証明）を提出してください。
音更町	① 技術者名簿（アスベスト関係）	技術資料の申請を行う者で、アスベストに関する業務を希望する場合のみ提出してください。記載内容が網羅できる資料がある場合については、任意の様式による提出も可。
芽室町	① 芽室町税の納税証明書	芽室町に納税義務がある場合は、芽室町が発行する納税証明書を提出してください。
大樹町	① 希望部門調書	道路清掃、造林を希望する場合は道路清掃で申請し、大樹町個別様式「希望部門調書」の希望する細別部門に「〇」を付して提出してください。
幕別町	① 指名競争入札通知書受理承諾書	原則電子メールにて指名通知を行うもの。申請者の実印を使用すること。
池田町	① 納税証明書	町税「納税証明書」(未納がないことの証明)【写し可、申請日の3か月以内のもの:町の窓口】※町内に本支店等がない事業者で、納税義務者でない事業者は不要。

表－10 個別書類一覧（8／9）

個別書類		提出にあたっての注意事項
足 寄 町	① 町税等納付状況調査同意書	足寄町独自様式の「町税等納付状況調査同意書」を提出してください。
	② 営業証明書	個人事業者の場合は、申請書提出日前3か月以内に市区町村が発行したものを持参してください。
	③ 希望部門調書	道路清掃、管渠等清掃調査を希望する場合は道路清掃で申請し、足寄町個別様式「希望部門調書」を提出してください。
釧 路 市	① 希望部門調書	その他設計、その他調査を希望する場合は道路清掃で申請し、釧路市個別様式「希望部門調書」を提出してください。
	② 市道民税特別徴収税額の決定通知書（釧路市発行）	<p>当該年度4月1日において、従業員数が3人以上（役員は含めるが、パート・アルバイトなど非正規職員・従業員・季節従業員などは除く）であり、かつ釧路市に住民登録がある職員・従業員が1人以上いる事業所（法人・個人）の場合は提出してください。</p> <p>※特別徴収（釧路市分）であることがわかる直近の領収書の提出でも可とします。</p> <p>※特別徴収への切り替え手続きの直後で、納付実績がなく領収書の提出ができない場合や、決定通知書が未受領などの場合は、「特別徴収への切替届出書」の写しを提出してください。</p> <p>※提出する際には個人情報（氏名・住所・マイナンバー等）をマスキング（黒塗り）して提出してください。</p>
	③ 釧路市税完納証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・釧路市に納税義務がある場合のみ提出してください。 ・市民税課で証明申請が必要です。その際、使用目的は「入札参加資格審査申請」としてください。 <p>※ 2024年(令和6年)10月1日以降に発行のものを提出してください。（10月31日以降はすぐに取得できない場合がありますので10月31日までに取得していただくことを推奨いたします。）</p> <p>※ 証明申請時の直近に納めた市税がある場合は、証明書発行窓口で納入確認が必要なため、発行窓口に領収書(写し可)を持参してください。</p>
釧 路 町	① 釧路町税の納税証明書	<p>釧路町に納税義務のある者のみ。</p> <p>申請時において直近の証明書。領収書不可。</p> <p>全税目に未納がないとの証明（町民税・道民税特別徴収税を含む）。</p>
	② 町民税・道民税特別徴収税額の決定通知書	釧路町民を5名以上通年雇用している者のみ。
	③ 特別徴収実施に係る誓約書	釧路町民を5名以上通年雇用している者で、特別徴収を実施していない者のみ。
	④ 営業証明書	個人の場合のみ。 市町村長が発行する営業証明書。
中 標 津 町	① 町税等納税状況確認同意書	中標津町独自様式 中標津町に納付すべき町税がある場合に提出してください。

表－10 個別書類一覧（9／9）

個別書類		提出にあたっての注意事項
標津町	① 町税等納税状況確認同意書	標津町に納付すべき町税がある場合に提出してください。
	② 希望部門調書	道路清掃、造林を希望する場合は道路清掃で申請し、標津町個別様式「希望部門調書」の希望する細別部門に「○」を付して提出してください。
羅臼町	① 納税状況確認承諾書	羅臼町内に本店及び支店がある場合又は、羅臼町に納付義務のある場合は「別記 納税状況確認承諾書」を提出してください。
	② 使用料等納付状況確認承諾書	羅臼町内に本店及び支店がある場合又は、羅臼町に納付義務のある場合は「別記 使用料等納付状況確認承諾書」を提出してください。

9. 定期受付終了後の新規申請受付について

9-1 隨時受付及び中間年受付の電子申請受付期間

- 定期受付終了後の追加の申請の受付期間を表-1-1に示します。受付開始日になるとシステムでの電子申請が可能となります。

表-1-1 追加受付の種類と受付期間

追加受付の種類	追加受付の受付期間			
隨時受付	第1回	令和7年3月17日（月）	～	令和7年4月14日（月）まで
	第2回	令和7年4月15日（火）	～	令和7年5月14日（水）まで
	第3回	令和7年5月15日（木）	～	令和7年6月13日（金）まで
	第4回	令和7年6月16日（月）	～	令和7年7月14日（月）まで
	第5回	令和7年7月15日（火）	～	令和7年8月14日（木）まで
	第6回	令和7年8月15日（金）	～	令和7年9月12日（金）まで
	第7回	令和7年9月16日（火）	～	令和7年10月14日（火）まで
	第8回	令和7年10月15日（水）	～	令和7年11月14日（金）まで
	第9回	令和7年11月17日（月）	～	令和7年12月12日（金）まで
	第10回	令和7年12月15日（月）	～	令和8年1月14日（水）まで
	第11回	令和8年1月15日（木）	～	令和8年2月13日（金）まで
	第12回	令和8年2月16日（月）	～	令和8年3月13日（金）まで
中間年受付	令和7年12月10日（水）～令和8年1月30日（金）まで			

※令和8年度の随時申請の受付期間については、令和7年12月頃に共同審査ポータルサイトに掲載する予定です。

9-2 随時受付、中間年受付を実施する自治体

- ・ 随時受付、中間年受付を実施する自治体を表-12に示します。表に記載されていない自治体は定期受付後に新規の受付は実施していません。

表-12 随時受付、中間年受付を実施する自治体

追加受付の種類	地域	追加受付を行う自治体
随時受付	石狩・空知	夕張市、岩見沢市、深川市、南幌町、栗山町、妹背牛町、沼田町
	後志	小樽市、蘭越町、ニセコ町、京極町、俱知安町、岩内町、泊村、余市町
	渡島・檜山	北斗市※1、松前町、木古内町、森町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、今金町、せたな町
	胆振・日高	登別市、日高町、平取町、浦河町、様似町、新ひだか町
	上川	旭川市、士別市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、比布町、上川町、美瑛町、剣淵町、音威子府村、中川町
	留萌	留萌市、小平町、羽幌町
	宗谷	浜頓別町、中頓別町
	オホーツク	北見市、興部町、西興部村、雄武町、大空町
	十勝	帯広市、音更町、大樹町、足寄町
	釧路・根室	釧路市
中間年受付	石狩・空知	江別市、恵庭市、北広島市、新篠津村、赤平市、石狩東部広域水道企業団
	後志	-
	渡島・檜山	七飯町、八雲町
	胆振・日高	伊達市、白老町、厚真町、えりも町
	上川	名寄市、東川町
	留萌	-
	宗谷	稚内市、枝幸町
	オホーツク	網走市、紋別市、美幌町、清里町
	十勝	幕別町、池田町
	釧路・根室	釧路町、鶴居村、白糠町、中標津町、標津町、羅臼町

※注1 北斗市では定期申請をしていない市内業者に限り受け付けます。

9-3 随時受付の審査基準日と資格の有効期間

- ・ 随時申請の審査基準日と資格の有効期間は表-13のとおりです。形式審査後、各自治体での審査を経て、入札参加資格者名簿に登載されます。各自治体での審査結果、名簿の登載については、各自治体にご確認ください。

表-13 随時受付の審査基準日と資格有効期間

自治体名	審査基準日		追加受付の資格有効期間		
随時受付	随時受付を行う自治体のうち、岩見沢市、旭川市、土別市、釧路市以外の自治体	第1回	令和7年3月1日	令和7年5月1日	～ 令和9年3月31日 まで
		第2回	令和7年4月1日	令和7年6月1日	～ 令和9年3月31日 まで
		第3回	令和7年5月1日	令和7年7月1日	～ 令和9年3月31日 まで
		第4回	令和7年6月1日	令和7年8月1日	～ 令和9年3月31日 まで
		第5回	令和7年7月1日	令和7年9月1日	～ 令和9年3月31日 まで
		第6回	令和7年8月1日	令和7年10月1日	～ 令和9年3月31日 まで
		第7回	令和7年9月1日	令和7年11月1日	～ 令和9年3月31日 まで
		第8回	令和7年10月1日	令和7年12月1日	～ 令和9年3月31日 まで
		第9回	令和7年11月1日	令和8年1月1日	～ 令和9年3月31日 まで
		第10回	令和7年12月1日	令和8年2月1日	～ 令和9年3月31日 まで
		第11回	令和8年1月1日	令和8年3月1日	～ 令和9年3月31日 まで
		第12回	令和8年2月1日	令和8年4月1日	～ 令和9年3月31日 まで
岩見沢市	岩見沢市	第1回	令和7年3月1日	令和7年7月1日 ～ 令和9年3月31日 まで	
		第2回	令和7年4月1日		
		第3回	令和7年5月1日	令和7年10月1日 ～ 令和9年3月31日 まで	
		第4回	令和7年6月1日		
		第5回	令和7年7月1日		
		第6回	令和7年8月1日		
		第7回	令和7年9月1日	令和8年1月1日 ～ 令和9年3月31日 まで	
		第8回	令和7年10月1日		
		第9回	令和7年11月1日		
		第10回	令和7年12月1日	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日 まで	
		第11回	令和8年1月1日		
		第12回	令和8年2月1日	令和8年7月1日 ～ 令和9年3月31日 まで	
旭川市 土別市 釧路市	旭川市	第1回	令和7年3月1日	令和7年7月1日 ～ 令和9年3月31日 まで	
		第2回	令和7年4月1日		
		第3回	令和7年5月1日		
		第4回	令和7年6月1日		
		第5回	令和7年7月1日	令和7年10月1日 ～ 令和9年3月31日 まで	
		第6回	令和7年8月1日		
土別市 釧路市	土別市	第7回	令和7年9月1日		
		第8回	令和7年10月1日	令和8年1月1日 ～ 令和9年3月31日 まで	
		第9回	令和7年11月1日		
	釧路市	第10回	令和7年12月1日	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日 まで	
		第11回	令和8年1月1日		
		第12回	令和8年2月1日	令和8年7月1日 ～ 令和9年3月31日 まで	

9-4 中間年受付の審査基準日と資格の有効期間

- 中間年申請の審査基準日と資格の有効期間は表-14のとおりです。形式審査後、各自治体での審査を経て、入札参加資格者名簿に登載されます。各自治体での審査結果、名簿の登載については、各自治体にご確認ください。

表-14 追加受付の審査基準日と資格有効期間

	自治体名	審査基準日	追加受付の資格有効期間	
中間年受付	中間年受付を行う全ての自治体	令和7年12月1日	令和8年4月1日	～ 令和9年3月31日 まで

9-5 隨時受付及び中間年受付の共通書類提出に関する注意事項

- 追加の申請の場合の証明書等に関する注意事項は表-15のとおりです。これら以外の注意事項はP57～を参照してください。

表-15 隨時受付及び中間年受付の共通書類提出に関する注意事項

書類名称	注意事項
【様式5】代表者身分証明書の写し ※個人事業主の場合	
【様式6】登記事項証明書の写し ※法人の場合	
【様式18】印鑑証明書の写し	表-13, 14に示す審査基準日から3ヶ月以内に発行されたものに限ります。
【様式20】納税証明書の写し	

10. 申請先自治体の連絡先一覧

- 申請先自治体の連絡先を表－16に示します。

表－16 自治体連絡先一覧（1／3）

地域	自治体名	担当課名	連絡先	住 所
石狩・空知	江別市	契約管財課	011-381-1066	北海道江別市高砂町6番地
	恵庭市	管財・契約課	0123-33-3131	北海道恵庭市京町1番地
	北広島市	契約管財課	011-372-3311	北海道北広島市中央4丁目2番地1
	新篠津村	総務課	0126-57-2111	北海道石狩郡新篠津村第47線北13番地
	夕張市	建設課	0123-52-3119	北海道夕張市本町4丁目2番地
	岩見沢市	契約検査管理課	0126-35-4859	北海道岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
	赤平市	財政課	0125-32-2212	北海道赤平市泉町4丁目1番地
	深川市	企画財政課	0164-26-2622	北海道深川市2条17番17号
	南幌町	総務課	011-398-7012	北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号
	長沼町	都市整備課	0123-76-8022	北海道夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号
	栗山町	建設課	0123-73-7512	北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地
	浦臼町	建設課	0125-68-2113	北海道樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ183-15
	新十津川町	建設課	0125-76-2139	北海道樺戸郡新十津川町字中央301番地1
	妹背牛町	建設課	0164-34-8582	北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛5200番地
	沼田町	建設課	0164-35-2116	北海道雨竜郡沼田町南1条3丁目6番53号
	石狩東部広域水道企業団	総務課	0123-33-2191	北海道恵庭市盤尻264番地の1
後志	小樽市	契約管財課	0134-32-4111	北海道小樽市花園2丁目12番1号
	島牧村	施設課	0136-75-6272	北海道島牧郡島牧村字泊83番地1
	蘭越町	建設課	0136-55-7815	北海道磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5
	二セコ町	都市建設課	0136-44-2121	北海道虻田郡二セコ町字富士見55番地
	京極町	建設課	0136-42-2111	北海道虻田郡京極町字京極527番地
	俱知安町	建設課	0136-56-8011	北海道虻田郡俱知安町北1条東3丁目3番地
	岩内町	建設課	0135-67-7097	北海道岩内郡岩内町字高台134番地1
	泊村	建設水道課	0135-75-2140	北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別191番地7
	余市町	財政課	0135-21-2114	北海道余市郡余市町朝日町26番地
渡島・檜山	北斗市	土木課	0138-73-3111	北海道北斗市中央1丁目3番10号
	松前町	総務課	0139-42-2275	北海道松前郡松前町字福山248番地1
	福島町	総務課	0139-47-3001	北海道松前郡福島町字福島820番地
	木古内町	総務課	01392-2-3131	北海道上磯郡木古内町字本町218番地
	七飯町	土木課	0138-65-5795	北海道龜田郡七飯町本町6丁目1番1号
	鹿部町	総務・防災課	01372-7-2111	北海道茅部郡鹿部町字鹿部252番地1
	森町	契約管理課	01374-7-1088	北海道茅部郡森町字御幸町144番地1
	八雲町	建設課	0137-62-2115	北海道二海郡八雲町住初町138番地
	長万部町	総務課	01377-2-2000	北海道山越郡長万部町字長万部453-1
	江差町	建設水道課	0139-52-6714	北海道檜山郡江差町字中歌町193-1
	上ノ国町	施設課	0139-55-2311	北海道檜山郡上ノ国町字大留100番地
	厚沢部町	建設水道課	0139-64-3315	北海道檜山郡厚沢部町新町207番地
	今金町	総務財政課	0137-82-0111	北海道瀬棚郡今金町字今金48番地1
	せたな町	財政課	0137-84-5111	北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島63番地1

表－16 自治体連絡先一覧（2／3）

地域	自治体名	担当課名	連絡先	住 所
胆振・日高	登別市	契約・管財グループ	0143-85-1184	北海道登別市中央町6丁目11番地
	伊達市	財政課	0142-82-3115	北海道伊達市鹿島町20番地1
	白老町	企画財政課	0144-82-2714	北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号
	厚真町	総務課	0145-27-2481	北海道勇払郡厚真町京町120番地
	日高町	技術審議室	01456-2-5135	北海道沙流郡日高町門別本町210番地の1
	平取町	建設水道課	01457-2-2226	北海道沙流郡平取町本町28番地
	新冠町	建設水道課	0146-47-2518	北海道新冠郡新冠町字北星町3番地の2
	浦河町	建設課	0146-26-9010	北海道浦河郡浦河町築地1丁目3番1号
	様似町	建設水道課	0146-36-2115	北海道様似郡様似町大通1丁目21番地
	えりも町	建設水道課	01466-2-2111	北海道幌泉郡えりも町字本町206番地
	新ひだか町	契約管財課	0146-49-0278	北海道日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号
上川	旭川市	契約課	0166-25-9701	北海道旭川市7条通10丁目
	名寄市	財政課	01654-3-2111	北海道名寄市大通南1丁目1番地
	士別市	財政課	0165-26-7785	北海道士別市東6条4丁目1番地
	富良野市	財政課	0167-39-2306	北海道富良野市弥生町1番1号
	鷹栖町	建設水道課	0166-74-3312	北海道上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号
	東神楽町	総務課	0166-83-2112	北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号
	比布町	建設課	0166-85-4807	北海道上川郡比布町北町1丁目2番1号
	上川町	建設水道課	01658-2-4060	北海道上川郡上川町南町180番地
	東川町	都市建設課	0166-82-2111	北海道上川郡東川町東町1丁目16番1号
	美瑛町	建設水道課	0166-92-4449	北海道上川郡美瑛町本町4丁目6番1号
	上富良野町	総務課	0167-45-6980	北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号
	中富良野町	総務課	0167-44-2122	北海道空知郡中富良野町本町9番1号
	剣淵町	建設課	0165-26-9024	北海道上川郡剣淵町仲町37番1号
	音威子府村	総務課	01656-5-3311	北海道中川郡音威子府村字音威子府444番地1
	中川町	総務課	01656-7-2811	北海道中川郡中川町字中川1337番地
留萌	留萌市	契約課	0164-42-1803	北海道留萌市幸町1丁目11番地
	小平町	生活環境課	0164-56-2111	北海道留萌郡小平町字小平町216番地
	羽幌町	建設課	0164-68-7005	北海道苦前郡羽幌町南町1番地の1
宗谷	稚内市	財務課	0162-23-6391	北海道稚内市中央3丁目13番15号
	浜頓別町	建設課	01634-2-2358	北海道枝幸郡浜頓別町中央南1番地
	中頓別町	建設課	01634-8-7665	北海道枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6
	枝幸町	財政課	0163-62-1235	北海道枝幸郡枝幸町本町916番地
	豊富町	建設課	0162-73-1064	北海道天塩郡豊富町大通6丁目
	利尻富士町	建設課	0163-82-2511	北海道利尻郡利尻富士町鶴泊字富士野6番地

表－16 自治体連絡先一覧（3／3）

地域	自治体名	担当課名	連絡先	住 所
オホーツク	北見市	契約課	0157-25-1242	北海道北見市大通西3丁目1番地1
	網走市	都市整備課	0152-67-5564	北海道網走市南6条東4丁目1番地
	紋別市	財政課	0158-24-2111	北海道紋別市幸町2丁目1番18号
	美幌町	財務課	0152-73-1111	北海道網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地
	津別町	総務課	0152-76-2151	北海道網走郡津別町字幸町41番地
	斜里町	財政課	0152-26-8214	北海道斜里郡斜里町本町12番地
	清里町	総務課	0152-25-2130	北海道斜里郡清里町羽衣町13番地
	小清水町	建設課	0152-62-4475	北海道斜里郡小清水町元町2丁目1番1号
	訓子府町	総務課	0157-47-2112	北海道常呂郡訓子府町東町398番地
	佐呂間町	建設課	01587-2-1210	北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1
	滝上町	総務課	0158-29-2111	北海道紋別郡滝上町字滝ノ上市街地4条通2丁目1番地
	興部町	建設課	0158-82-2166	北海道紋別郡興部町字興部710番地
	西興部村	産業建設課	0158-87-2111	北海道紋別郡西興部村字西興部100番地
	雄武町	建設課	0158-84-2121	北海道紋別郡雄武町本町
	大空町	建設課	0152-77-8134	北海道網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号
十勝	帯広市	契約管財課	0155-65-4114	北海道帯広市西5条南7丁目1番地
	音更町	総務課	0155-42-2111	北海道河東郡音更町元町2番地
	鹿追町	総務課	0156-66-2311	北海道河東郡鹿追町東町1丁目15番地1
	新得町	総務課	0156-64-5111	北海道上川郡新得町3条南4丁目26番地
	芽室町	総務課	0155-62-9720	北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地
	大樹町	総務課	01558-6-2111	北海道広尾郡大樹町東本通33
	幕別町	総務課	0155-54-6608	北海道中川郡幕別町本町130番地1
	池田町	企画財政課	015-572-3112	北海道中川郡池田町字西1条7丁目11番地
	足寄町	総務課	0156-28-3853	北海道足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1
	浦幌町	総務課	015-576-2111	北海道十勝郡浦幌町字桜町15番地6
釧路・根室	釧路市	契約管理課	0154-31-4508	北海道釧路市黒金町7丁目5番地
	釧路町	財政課	0154-62-2176	北海道釧路郡釧路町別保1丁目1番地
	標茶町	管理課	015-485-2111	北海道川上郡標茶町川上4丁目2番地
	鶴居村	建設課	0154-64-2115	北海道阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地
	白糠町	企画財政課	01547-2-2171	北海道白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1
	別海町	財政課	0153-74-9505	北海道野付郡別海町別海常盤町280番地
	中標津町	財政課	0153-74-0724	北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地
	標津町	建設水道課	0153-85-7247	北海道標津郡標津町北2条西1丁目1番3号
	羅臼町	建設水道課	0153-87-2111	北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83

様式集

(測量・建設コンサルタント等業務編)

【様式3】

令和 年度 事業経歴書

(種別)

(単位:千円)

注 文 者	元 請 又 は 下 請 の 区 分	工事(事業)名	工事(事業)場所 のあらる都道府県名氏	配置 予定 技術者 名	請負代金の額(税抜き)	着 工 年 月		完成又は完成予定期間
						千円	令和 年 月	
						千円	令和 年 月	月
						千円	令和 年 月	月
						千円	令和 年 月	月
						千円	令和 年 月	月
						千円	令和 年 月	月
						千円	令和 年 月	月
						千円	令和 年 月	月
						千円	令和 年 月	月
						千円	令和 年 月	月
						千円	令和 年 月	月
						千円	令和 年 月	月
						千円	令和 年 月	月
						千円	令和 年 月	月
						千円	令和 年 月	月
						千円	令和 年 月	月
						千円	令和 年 月	月
						千円	令和 年 月	月
						千円	令和 年 月	月
その他						千円	令和 年 月	月
種 別 計	0件				0 千円			

設計等業務技術者名簿（道内関係分）

商号又は名称

資格毎の人数(道内在籍の人数を記載してください)

【様式11】

使　用　印　鑑　届

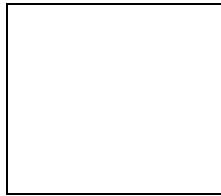
令和　年　月　日

入札参加資格申請先団体の長様

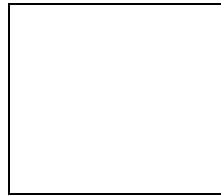
※該当する自治体に○印を記入すること。

石狩・空知	後志	渡島・檜山	胆振・日高	上川	留萌・宗谷	オホーツク	十勝	釧路・根室
江別市	小樽市	北斗市	登別市	旭川市	留萌市	北見市	帯広市	釧路市
恵庭市	島牧村	松前町	伊達市	名寄市	小平町	網走市	音更町	釧路町
北広島市	蘭越町	福島町	白老町	士別市	羽幌町	紋別市	鹿追町	標茶町
新篠津村	ニセコ町	木古内町	厚真町	富良野市	稚内市	美幌町	新得町	鶴居村
夕張市	京極町	七飯町	日高町	鷹栖町	浜頓別町	津別町	芽室町	白糠町
岩見沢市	俱知安町	鹿部町	平取町	東神楽町	中頓別町	斜里町	大樹町	別海町
赤平市	岩内町	森町	新冠町	比布町	枝幸町	清里町	幕別町	中標津町
深川市	泊村	八雲町	浦河町	上川町	豊富町	小清水町	池田町	標津町
南幌町	余市町	長万部町	様似町	東川町	利尻富士町	訓子府町	足寄町	羅臼町
長沼町		江差町	えりも町	美瑛町		佐呂間町	浦幌町	
栗山町		上ノ国町	新ひだか町	上富良野町		滝上町		
浦臼町		厚沢部町		中富良野町		興部町		
新十津川町		今金町		剣淵町		西興部村		
妹背牛町		せたな町		音威子府村		雄武町		
沼田町				中川町		大空町		
石狩東部広域水道企業団								

使用印



実印



使用印と実印が同じ場合はチェックを入れてください。

上記の印鑑は、入札見積りに参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいので届出します。

〒

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者職・氏名 _____

※ 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。(江別市、旭川市、北見市、網走市、美幌町を選択した場合は、水道事業管理者を含む。小樽市を選択した場合は水道事業管理者と病院事業管理者を含む。)

【様式14】

競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状

令和 年 月 日

代理人

行政書士 氏名 _____

(代理人が行政書士法人の場合は、法人名の後ろに行政書士氏名を記載してください。)

登録番号 第 _____ 号

〒

事務所所在地 _____

私は、上記の者を代理人と定め、競争入札参加資格認定の申請(又は変更届等)における下記の事項に関する権限を委任します。

記

- 1 申請書類を作成(行政書士法第1条の2第1項)するための以下の事項
 - ・申請書類の作成に関する一切の件
- 2 上記1の書類の提出(電磁的記録にあっては申請書類等の送受信。以下同じ)を代理(行政書士法第1条の3第1項)するための以下の項目
 - ・申請書類の提出を代理する件
 - ・申請書類の補正を代理する件
 - ・申請に当たって、申請内容を説明又は弁明する件
 - ・申請を取り下げ又は撤回する件
 - ・提出した申請書に関する通知等をシステムにより受領する件

委任者

〒

所在地 _____

商号又は名称 _____

実印

代表者職・氏名 _____

【様式13】

年間委任状

令和 年 月 日

入札参加資格申請先団体の長様

※該当する自治体に○印を記入すること。

石狩・空知	後志	渡島・檜山	胆振・日高	上川	留萌・宗谷	オホーツク	十勝	釧路・根室
江別市	小樽市	北斗市	登別市	旭川市	留萌市	北見市	帯広市	釧路市
恵庭市	島牧村	松前町	伊達市	名寄市	小平町	網走市	音更町	釧路町
北広島市	蘭越町	福島町	白老町	士別市	羽幌町	紋別市	鹿追町	標茶町
新篠津村	ニセコ町	木古内町	厚真町	富良野市	稚内市	美幌町	新得町	鶴居村
夕張市	京極町	七飯町	日高町	鷹栖町	浜頓別町	津別町	芽室町	白糠町
岩見沢市	俱知安町	鹿部町	平取町	東神楽町	中頓別町	斜里町	大樹町	別海町
赤平市	岩内町	森町	新冠町	比布町	枝幸町	清里町	幕別町	中標津町
深川市	泊村	八雲町	浦河町	上川町	豊富町	小清水町	池田町	標津町
南幌町	余市町	長万部町	様似町	東川町	利尻富士町	訓子府町	足寄町	羅臼町
長沼町		江差町	えりも町	美瑛町		佐呂間町	浦幌町	
栗山町		上ノ国町	新ひだか町	上富良野町		滝上町		
浦臼町		厚沢部町		中富良野町		興部町		
新十津川町		今金町		剣淵町		西興部村		
妹背牛町		せたな町		音威子府村		雄武町		
沼田町				中川町		大空町		
石狩東部広域水道企業団								

私は、次の者を受任者(入札等にかかる代理人)と定め、令和7・8年度競争入札参加資格の有効期間内において、入札参加資格申請先団体の長との間に行う下記の権限を委任します。

委任事項

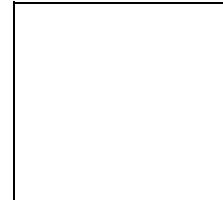
■委任者

〒

所在地

商号又は名称

実印

代表者職・氏名

1. 見積又は入札に関する一切の権限
2. 契約の締結及び契約に定める関係書類に関する一切の件
3. 業務の履行及び契約の履行に関する一切の件
4. 入札保証及び契約保証に関する一切の件
5. 代金(前払金を含む)及び保証金の請求に関する一切の件
6. 代金(前払金を含む)及び保証金の受領に関する一切の件
7. 復代理人の選任に関する一切の件
8. 共同企業体の結成に関する一切の件
9. その他契約に関する一切の件

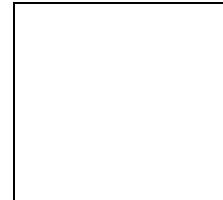
■私(受任者)は委任されることを承諾します。

〒

所在地

支店又は
営業所名

使用印

受任者職・氏名

※ 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。(江別市、旭川市、北見市、網走市、美幌町を選択した場合は、水道事業管理者を含む。小樽市を選択した場合は水道事業管理者と病院事業管理者を含む。)

【様式15】

法定保険加入状況一覧表

商号又は名称	
--------	--

法定保険の種類	加入状況	事業所の登録番号等	未加入の場合の理由
社会保険 健 康 保 険	加入・未加入		
厚 生 年 金 保 険	加入・未加入		
労 動 保 険 雇 用 保 険	加入・未加入		
労働者災害保険	加入・未加入		

注 1 「加入状況」欄には、加入又は未加入に○を付すこと。

2 「事業所の登録番号等」欄には、当該法定保険に係る主務官庁等から付与された番号等を記載すること。

3 「未加入の場合の理由」欄には、未加入の理由を具体的に記載すること。また、加入該当事業所ではない場合は、その旨を記載すること。

4 「加入状況」欄中「加入」に○を付した保険について、それぞれ加入状況が確認できる書面(納付書・領収書、標準月額決定通知書、概算・確定保険料申告書、被保険者資格取得確認通知書など)を提出すること。

【様式16】

社会保険等適用除外申出書

入札参加資格申請先団体の長 様

次の理由により、社会保険又は雇用保険の届出義務のないことを申し出ます。
また、申出の内容を確認するため、入札参加資格申請先団体が他の官公署等に照会を行うことについて承諾します。

【社会保険】 健康保険 厚生年金保険

- 従業員5人未満の個人事業所であるため。
- 従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所のため。
- その他

注1 届出義務のない保険の種類をチェックし、該当する番号を○で囲むこと。

注2 その他を選択した場合は、関係機関に問い合わせを行った上でその理由を記載すること。

(例)○年○月○日に○○年金事務所に確認し、△△により適用除外となる。

【雇用保険】

- 役員のみの法人であるため。
- その他

注1 該当する番号を○で囲むこと。

注2 その他を選択した場合は、関係機関に問い合わせを行った上でその理由を記載すること。

(例)○年○月○日に○○ハローワークに確認し、△△により適用除外となる。

令和 年 月 日

〒

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

※ 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。(江別市、旭川市、北見市、網走市、美幌町を選択した場合は、水道事業管理者を含む。小樽市を選択した場合は水道事業管理者と病院事業管理者を含む。)

【様式17】

資本関係・人的関係調書

令和 年 月 日

入札参加資格申請先団体の長 様

〒

所 在 地 _____

商号又は名 _____

代表者職氏 _____

申請日現在、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する地方自治体への入札参加資格審査申請において、参加する地方自治体すべての中における自社と他の申請者との資本関係又は人的関係は、次のとおりです。

記

1. 協議会参加地方自治体すべての中における他の競争入札参加資格審査申請者（資格者）と [(あり) ・ なし] の資本関係又は人的関係

2. 資本関係がある他の申請者（資格者）

(1) 親会社等の関係にある他の申請者（資格者）

登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	備考

(2) 子会社等の関係にある他の申請者（資格者）

登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	備考

(3) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある他の申請者（資格者）

登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	備考

※(3)に係る親会社等については建設業者・申請者（資格者）に限らない

3. 人的関係がある他の申請者（資格者）

登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	基準に該当する者		
			氏名	自社役職名	他社役職名

注1 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。(江別市、旭川市、北見市、網走市、美幌町を選択した場合は、水道事業管理者を含む。小樽市を選択した場合は水道事業管理者と病院事業管理者を含む。)

注2 この調書は、資本関係・人的関係の有無に関わらず提出すること。

注3 申請者は、自社と資本関係又は人的関係にある他社の北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する地方自治体(以下、「協議会参加地方自治体」という。)への入札参加資格審査申請又は名簿登録状況を申請者自身が確認した上で、記載すること。(申請について不明な場合はすべての会社を記載すること。)

注4 1で「なし」に○印を記入した場合は、2又は3の欄に記載する必要はないこと。

注5 2又は3の欄は、申請者から見た関係(「親会社等」、「子会社等」、「親会社等と同じくする子会社等同士の関係のある者」)を記載すること。なお、記入欄が足りないときは、適宜記入欄を追加した上で記載すること。

注6 「所在地(市町村名)」について、道内の資格者は「本店が存する市町村名」を、道外の資格者は、「本店が存する都府県名及び市町村名」を記載すること。

注7 当該調書を提出後、上記内容に変更が生じた場合には、速やかに「競争入札参加資格審査申請書変更届」に当該調書及びそれを証する書類を添えて提出すること。

注8 この調書に記載された事項が事実と相違することが明らかになった場合には、協議会参加地方自治体の規定に基づき参加停止等の措置を行うことがあること。

【様式21】

當業所一覽（道內分）

商号又は名称

北海道内における本店・支店・営業所等の有無 有 · 無

※有りの場合、北海道内の本店・支店・営業所等の名称、住所等を下記の欄に記入してください。

【樣式 組-1】

簿名員成構合組

組合名称